

天草市過疎地域持続的発展計画

令和 8 年度～令和 12 年度

令和 8 年 4 月
(令和 8 年 8 月改訂版)
熊本県天草市

目次

第 1 基本的な事項	3
1 市の概況	3
(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	3
(2) 市における過疎の状況	2
(3) 市の社会経済的発展の方向性	2
2 人口及び産業の推移と動向	2
(1) 人口の推移と動向	2
(2) 産業の推移と動向	5
3 市行財政の状況	7
(1) 行政の状況	7
(2) 財政の状況	7
4 地域の持続的発展のための基本方針	10
(1) 本市の目指す将来像	10
(2) 基本方針	11
5 地域の持続的発展のための基本目標	15
6 計画の達成状況の評価に関する事項	15
7 計画期間	15
8 公共施設等総合管理計画との整合	15
第 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
1 移住・定住	16
2 地域間交流	16
3 人材育成	17
4 計画	18
5 公共施設等総合管理計画等との整合	18
第 3 産業の振興	19
1 農 業	19
2 林 業	21
3 水産業	22
4 商工業	24
5 中小企業・起業家支援	24
6 情報通信産業	25
7 観 光	25
8 港 湾	28
9 計画	29
10 産業振興促進事項	33
11 公共施設等総合管理計画等との整合	33
第 4 地域における情報化	34
1 自治体 DX の推進	34
2 計画	36
3 公共施設等総合管理計画等との整合	36
第 5 交通施設の整備、交通手段の確保	37
1 道 路	37
2 交 通	37
3 計画	40
4 公共施設等総合管理計画等との整合	40

第 6	生活環境の整備	41
1	水道施設	41
2	生活排水処理施設	41
3	廃棄物処理施設	42
4	消防施設	43
5	市営住宅	44
6	公園・緑化	44
7	防 災	45
8	交通安全	46
9	防 犯	46
10	消費者保護	47
11	火葬場	48
12	計画	49
13	公共施設等総合管理計画等との整合	50
第 7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	51
1	地域福祉	51
2	高齢者福祉	51
3	障がい者福祉	52
4	児童福祉・母子父子福祉	53
5	健康増進	54
6	計画	56
7	公共施設等総合管理計画等との整合	57
第 8	医療の確保	58
1	医療の確保	58
2	計画	59
3	公共施設等総合管理計画等との整合	59
第 9	教育の振興	60
1	学校教育	60
2	生涯学習	61
3	スポーツ振興	62
4	計画	64
5	公共施設等総合管理計画等との整合	65
第 10	集落の整備	66
1	集落の整備	66
2	計画	67
3	公共施設等総合管理計画等との整合	67
第 11	地域文化の振興等	68
1	地域文化の振興等	68
2	計画	69
3	公共施設等総合管理計画等との整合	69
第 12	再生可能エネルギーの利用の推進	70
1	太陽光・風力発電施設	70
2	計画	70
3	公共施設等総合管理計画等との整合	70
第 13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	71

第1 基本的な事項

1 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的概況

本市は、熊本県南西部に位置する天草上島、天草下島、御所浦諸島及びその他の島々で形成される天草諸島の中心部にあり、北西は苓北町、東は上天草市に接し、北は有明海を隔てて長崎県に面し、南東は八代海を隔てて鹿児島県を望んでいる。令和7年10月1日現在、本市の総面積は683.82km²（国土地理院資料）で、県土面積の約9%を占めている。

天草諸島は、雲仙天草国立公園の一角を占め、リアス海岸や海蝕海岸、沈降海岸等の特色ある海岸景観やアカウミガメの産卵、亜熱帯性の植物等、貴重な自然景観が残されている地域である。

周囲を東シナ海、島原湾、八代海に囲まれており、本渡、牛深地域の一部に市街地があるほかは山地や丘陵地が大部分を占めている。天草上島、天草下島の中央部には天草最高峰の倉岳(682.2m)をはじめとする山系が連なり、地形は急峻で平野部は少なく、海岸部の傾斜地に集落や農地等が展開されている。また、海岸線に点在する市街地や集落を結ぶように道路が整備されている。土地利用については市全体の約68%を山林が占め、田・畑の農用地は約8%、宅地・道路用地は約6%となっている。

本市の平均気温(平成27～令和6年度の10年間)は本渡が16.9℃、牛深が18.6℃、平均降水量は本渡が2181.4mm、牛深が2282.4mmである。暖流の影響で、海岸部の一部に無霜地帯があるなど冬は暖かく、夏は比較的涼しい気候である。

② 歴史的概況

天草は、日本列島の西端に位置する地理的特性から、奈良時代や平安時代には遣唐使や新羅からの使者が漂着したという記録が残っており、古くから朝鮮半島や中国大陆との交易が盛んであったと考えられる。

天文18年(1549年)に日本に伝えられたキリスト教が、永禄9年(1566年)天草にもたらされ、「天草五人衆」と呼ばれる領主、志岐氏、天草氏、大矢野氏、上津浦氏及び栖本氏により天草各地に普及された。古くから外国の文化に触れる機会が多かった本地域においては急速に信者が増え、キリシタン大名小西行長が天草を治める頃には、天草におけるキリスト教は全盛を迎え、わが国におけるキリシタン文化・西洋文化の情報発信地としての役割を果たしていた。

関ヶ原の戦いで小西氏が滅びると、江戸幕府は過重な年貢の取立てに加えて、厳しいキリシタン弾圧を始めた。過酷な年貢の取立てと種々の拷問に耐えかねた領民は島原・天草一揆を起こすが、幕府により制圧され、この一揆を引き金に一層キリシタン禁制は強められることとなった。その後

天草は江戸幕府の領地となり1町10組87村に区画されるなど行政機構が整えられた。明治時代になると、明治元年(1868年)に天草は長崎府へ併合され、廃藩置県により明治4年(1871年)に八代県天草郡となり、明治6年(1873年)に白川県天草郡との改称を経て明治9年(1876年)に熊本県天草郡となった。その後、昭和28年(1953年)施行の町村合併促進法により2市13町となり、平成18年(2006年)3月27日、平成の大合併により本渡市、牛深市、天草郡有明町、倉岳町、御所浦町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町の2市8町が合併し、新しく天草市として発足した。

平成30年(2018年)7月には、天草の崎津集落が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録された。

③ 社会的・経済的概況

昭和41年9月の天草五橋の開通により天草上島・下島が九州本土と陸続きとなり、また高規格道路の一部供用開始になり、天草市役所本庁の所在地である本渡地区から県庁所在地の熊本市まで車で、約2時間で行くことができるようになった。また、平成12年3月に天草空港が開港し、令和7年3月に開港25周年を迎え、熊本、福岡、大阪まで48人乗りの航空機が就航するなど、日本各地から本市までの時間的距離は徐々に近くなってきている。

しかし、本市における交通体系の整備は十分とは言えず、産業振興や広大な市域での生活環境の向上のためには、現在建設中の熊本市と本市を結ぶ高規格道路「熊本天草幹線道路」

の全線開通をはじめとする交通体系の計画的な整備が必要である。また、離島である御所浦地域については、島外への移動手段は海上交通に限られており、日常生活の利便性の向上等を目指すためにも御所浦架橋の整備の必要がある。

さらに、交通面の悪条件のため企業の誘致が困難なことから、労働力の流出が進んでおり、特に山間部では少子高齢化が著しい状況である。地域の活性化を図るためには、市内における生活環境の整備や就業先の確保が重要な課題となっている。

(2) 市における過疎の状況

本市における国勢調査の人口は、昭和 30 年の 169,880 人をピークに、エネルギー革命による炭坑の閉山、若年層の流出、少子化等の影響により減少の一途をたどっており、令和 2 年では 75,783 人となっている。また、令和 6 年 4 月 1 日現在の高齢化率も 42.9%（住民基本台帳）と、全国の 29.3%（総務省統計局人口推計）を大きく上回っている。今後も高齢化は進行していくことが予想され、生産年齢人口が減少していく状況は、地域社会の活力と生産能力の低下をもたらし、さらに過疎化を進行させる要因となる。

このような状況の中、本市では過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法及び過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、さらには過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用を受け、各種計画に基づき社会基盤の整備を進めてきた。特に地域産業の振興のための基盤整備、生活環境の整備、高齢者等の保健福祉施策の分野において、各地域の特性に応じた取り組みを推進してきたところである。しかし、過疎化は依然として進展しており、産業の衰退、地域活力の低下は深刻なものとなっている。

(3) 市の社会経済的発展の方向性

加速度的に進行している少子・高齢化や、社会経済情勢の急激な変化と経済の低迷による厳しい財政状況の中で、自治体は、産業、医療・福祉の分野をはじめ教育、環境等の多様化・高度化する住民ニーズに対応することが求められている。

このような社会情勢の中で、市民一人ひとりが望むような働き方、暮らし方などを実現できる地域社会を形成していくためには、自治体の事業の合理化をはじめとする行財政改革の徹底的な推進が急務であり、市民ニーズに弾力的かつ機動的に対応しうる組織を構築し、効率的な行政運営に努めていくことが必要である。

また、市民と行政が地域づくりにおける様々な課題を共有しながら、行政だけでなく多様な主体がまちづくりの担い手となり、地域の課題の解決に社会全体で対応していくためにも、一人ひとりが居場所と出番を見出すことで多くの市民がまちづくりに積極的に参画し、協働できる環境づくりを進めていくことが必要である。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

日本の総人口は、平成 22 年に 1 億 2,806 万人をピークに以後長期の人口減少過程に入り、本格的な人口減少社会を迎えている。出生率の大幅な上昇を期待することは難しく、ほとんどの市町村において人口は減少していくと考えられる。さらに、過疎地域においては他の地域に比べ、若年者の流出等による社会増減における減少の幅が大きいため、急速な人口減少が続いている。

本市の人口は、昭和 35 年から令和 2 年の間に 158,882 人から 75,783 人に減少し、その減少率は 52.3%となっている。今後もこの傾向が続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 12 年度には 62,017 人になると予測されている。また、総人口の減少が続く中で、65 歳以上の人口は増加を続けている。高齢者比率は昭和 35 年には 8.0%であったものが、令和 2 年には 41.2%となっており、市で独自に算出した将来人口予測では、令和 11 年には 46.3%まで推移していくことが予想されている。

一方、14 歳以下の年少人口は大幅な減少をきたしており、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間の減少率は 14.1%程度と非常に高くなっている。その結果、昭和 35 年には 18.3%であった若年者比率は、令和 2 年には 8.3%まで低下しており、今後もその傾向は続くものと考

えられる。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口についても同様に、平成 2 年から 5 年ごとに 7～9 %程度が減少していたが、平成 22 年以降は 10%を超える推移で減少している。特に 30 歳未満の若年者の減少は顕著で、産業の担い手不足、後継者不足等による地域活力の低下が懸念されている。

以上のように、今後も若年者人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口も令和 2 年頃をピークに減少傾向に入っており、総人口の減少とともに少子高齢化が進展するものと考えられる。

世帯数は、令和 2 年は 31,873 世帯で、平成 12 年までは横ばいで推移していたが、平成 17 年から減少傾向にある。また、1 世帯あたりの人員は 2.38 人と減少傾向にあり、核家族化が進展している状況にある。

表 1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	158,882	142,346	△10.4	127,636	△10.3	122,513	△4.0	121,574	△0.8
0～14 歳	59,567	47,877	△19.6	37,001	△22.7	30,594	△17.3	27,884	△8.9
15～64 歳	86,531	80,578	△6.9	75,534	△6.3	75,235	△0.4	75,585	0.5
うち 15～29 歳 (a)	28,998	24,351	△16.0	22,202	△8.8	22,757	2.5	21,748	△4.4
65 歳以上 (b)	12,784	13,891	8.7	15,101	8.7	16,682	10.5	18,091	8.4
(a)／総数 若年者比率	18.3%	17.1%	—	17.4%	—	18.6%	—	17.9%	—
(b)／総数 高齢者比率	8.0%	9.8%	—	11.8%	—	13.6%	—	14.9%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	118,765	△2.3	112,068	△5.6	107,823	△3.8	102,907	△4.6	96,473	△6.3
0～14 歳	25,584	△8.2	21,845	△14.6	18,691	△14.4	15,844	△15.2	13,514	△14.7
15～64 歳	73,370	△2.9	67,902	△7.5	63,312	△6.8	58,300	△7.9	53,126	△8.9
うち 15～29 歳 (a)	18,244	△16.1	14,979	△17.9	13,913	△7.1	13,032	△6.3	10,858	△16.7
65 歳以上 (b)	19,811	9.5	22,316	12.6	25,820	15.7	28,718	11.2	29,816	3.8
(a)／総数 若年者比率	15.4%	—	13.4%	—	12.9%	—	12.7%	—	11.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.7%	—	19.9%	—	23.9%	—	27.9%	—	30.9%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	89,065	△7.7	82,739	△7.1	75,783	△8.4
0～14 歳	11,288	△16.5	9,832	△12.9	8,447	△14.1
15～64 歳	47,773	△10.1	42,098	△11.9	36,097	△14.3
うち 15～29 歳 (a)	8,564	△21.1	7,210	△15.8	6,275	△13.0
65 歳以上 (b)	29,868	0.2	30,809	3.2	31,239	1.4
(a)／総数 若年者比率	9.6%	—	8.7%	—	8.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	33.5%	—	37.2%	—	41.2%	—

※平成 22 年は総数以外の年齢別区分に不詳を含まない。

※令和 2 年は年齢不詳者数を含む。

表 1－1(2) 世帯数の推移（国勢調査）

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
世帯数（戸）	36,190	36,296	35,426	34,272	33,224	31,873
世帯当たり人員 （人）	2.98	2.84	2.72	2.60	2.49	2.38

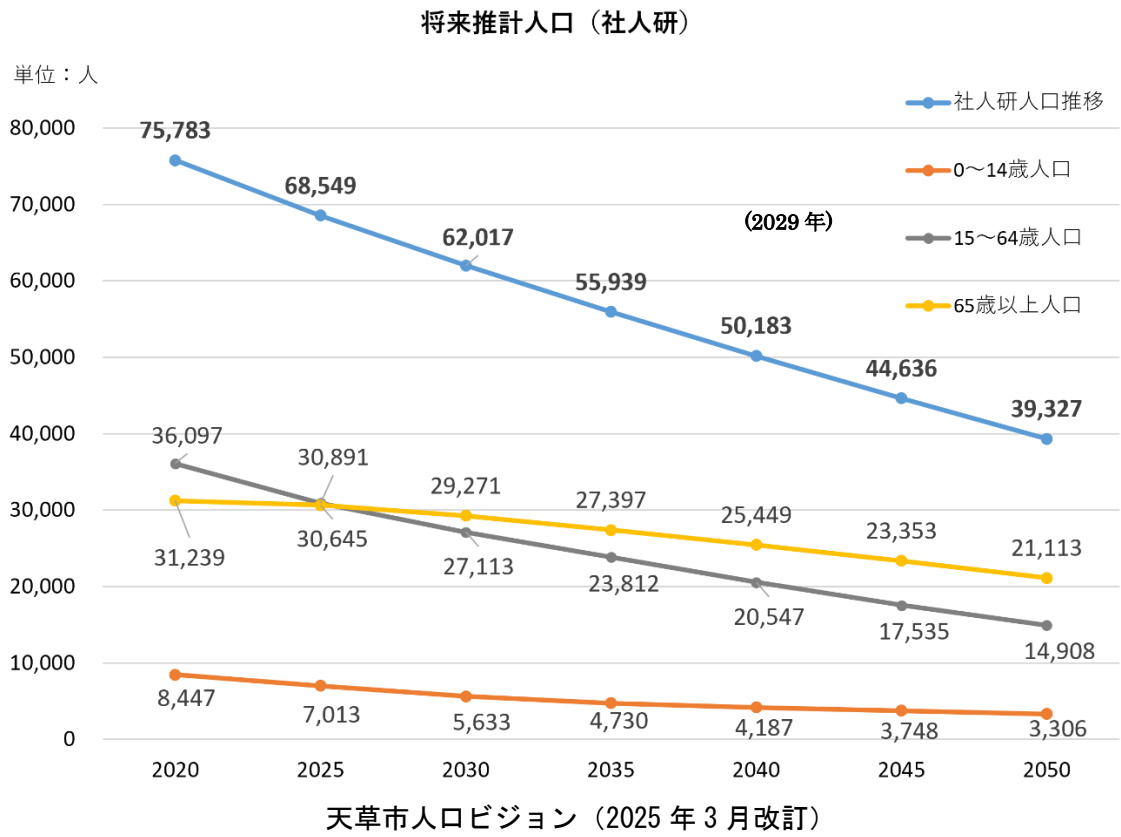
表 1－1(3) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数 （人）	構成比 （％）	実 数 （人）	構成比 （％）	増減率 （％）	実 数 （人）	構成比 （％）	増減率 （％）
総 数	106,206	—	100,244	—	△5.6	93,098	—	△7.1
男	49,780	46.9	46,953	46.8	△5.7	43,354	46.6	△7.7
女	56,426	53.1	53,291	53.2	△5.6	49,744	53.4	△6.7

区 分		平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
		実 数 （人）	構成比 （％）	増減率 （％）	実 数 （人）	構成比 （％）	増減率 （％）
総数 （外国人住人除く）		85,923	—	△7.7	78,465	—	△8.7
男 （外国人住民除く）		40,150	46.7	△7.4	36,845	47.0	△8.2
女 （外国人住民除く）		45,773	53.3	△8.0	41,620	53.0	△9.1
参 考	男（外国人住民）	39	20.2	—	118	33.2	202.6
	女（外国人住民）	154	79.8	—	237	66.8	53.9

区 分		令和 7 年 3 月 31 日		
		実 数 （人）	構成比 （％）	増減率 （％）
総数 （外国人住人除く）		69,744	—	△11.1
男 （外国人住民除く）		33,076	47.4	△10.2
女 （外国人住民除く）		36,668	52.6	△11.9
参 考	男（外国人住民）	270	42.4	—
	女（外国人住民）	367	57.6	—

表 1－1(4) 人口の今後の見通し



(2) 産業の推移と動向

本市の就業人口総数は、令和 2 年国勢調査によると 35,076 人となっており、平成 22 年から令和 2 年にかけて 9.8%減少している。これは県全体の 1.8%の減少に比べ約 5 倍の減少率となっている。

産業別就業人口比率をみると、第一次産業が 12.2%、第二次産業が 16.6%、第三次産業が 70.7%となっており、県全体の構成比と比べると、第一次産業が若干高い割合を示している。

経年的にみると、第一次産業は昭和 40 年に 58.7%であったものが、令和 2 年には 12.2%と大幅に減少している。これは、農業者及び漁業者等の高齢化や後継者不足等の理由によるものと考えられる。第二次産業は若干増加しているが、近年は横ばいで推移している。第三次産業では昭和 40 年に 29.5%であったものが令和 2 年には 70.7%まで大幅に増加している。これは、サービス業、特に医療・福祉部門の就業者の増加によるところが大きく、今後も高齢化率が上昇すると予測される中、この傾向が続くものと思われる。

表 1－1(5) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 40 年	昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	62,061 人	57,863 人	△6.8%	54,112 人	△6.5%	55,731 人	3.0%	55,198 人	△1.0%
第一次産業 就業人口比率	58.7%	49.6%	－	41.7%	－	34.2%	－	31.7%	－
第二次産業 就業人口比率	11.8%	13.9%	－	17.4%	－	20.4%	－	20.5%	－
第三次産業 就業人口比率	29.5%	36.5%	－	40.9%	－	45.4%	－	47.8%	－

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	52,210 人	△5.4%	51,215 人	△1.9%	46,738 人	△8.7%	43,118 人	△7.7%
第一次産業 就業人口比率	26.2%	—	22.2%	—	17.0%	—	16.5%	—
第二次産業 就業人口比率	23.2%	—	23.3%	—	22.7%	—	19.5%	—
第三次産業 就業人口比率	50.5%	—	54.5%	—	60.3%	—	64.0%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	38,904 人	△9.8%	37,456 人	△3.7%	35,076 人	△6.4%
第一次産業 就業人口比率	14.9%	—	13.5%	—	12.2%	—
第二次産業 就業人口比率	16.6%	—	16.8%	—	16.6%	—
第三次産業 就業人口比率	67.6%	—	69.6%	—	70.7%	—

3 市行財政の状況

(1) 行政の状況

地方分権社会は、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体の自主性、自立性を高め、住民に密接に関連した行政サービスは住民に最も身近な市町村で行うことを基本とし、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指している。

このような中、人口減少や少子高齢化の一層の進行、複雑化・多様化する市民ニーズ、社会全体の急速なデジタル化の進展など、社会経済情勢は刻々と変化し続けている。

本市においては、広大な市域の中に居住地域が点在していることから、経済性、効率性、地域性の融和を図りながら、行政組織を整備する必要があったため、平成18年3月に2市8町が合併して一つの地方公共団体となることを選択した。

これまで、継続的な人件費削減などの行政改革に取り組んできたが、人口の減少や合併特例債の適用期間終了などに伴う、人的・財政的資源の縮小を踏まえて効率的・効果的な行政運営を行うためには、変わり続ける社会情勢を的確に捉え、デジタル化の推進や様々な財源の開拓、地域の多様な主体との協働を進め、限られた人員と予算で増加し続ける行政課題などに対応する必要がある。

(2) 財政の状況

我が国においては、令和7年6月末時点で、国債と借入金などの残高を合計した「国の借金」が1,332兆円を超える財政状況の中、安定的な税財政基盤の確保を前提として「地方創生2.0」やDX（デジタル変革）・GX（グリーン変革）の推進、防災・減災対策の取組の強化、老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保、物価上昇を踏まえた公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進など、活力ある持続可能な地域社会の実現に取り組む必要がある。

また、今後も社会保障関係費や人件費の増加、物価上昇などが見込まれる中、地方公共団体が重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供するためには、経済・物価動向などの適正な把握のもと、地方の安定的な財政運営のために必要となる一般財源の総額について、令和7年度地方財政計画と比較して実質的に同水準を確保し、特に地方交付税においては、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保するとされている。

本市の財政状況については、令和6年度決算において健全化判断比率などは基準値内にあるものの、普通交付税の算定方法は合併算定替の縮減期間を終え、一本算定となった令和3年度以降、一般財源の減少が続いており、人口減少及び少子高齢化の進行などの影響により、税収の落ち込み等も想定されている。

また、原油価格や物価高騰が、市民の日常生活や経済活動に影響を及ぼしていることから、引き続き地域経済対策の取組が必要となっている。

さらに、大型の普通建設事業等の実施にあたり、財政的に有利な起債として活用してきた合併特例債の適用期間が令和7年度で終了するなど、これまでどおりの財源確保が困難となることを鑑みると、今後の財政運営は一層厳しくなることが予想される。

そのため、令和8年度の予算（実施計画策定）は、「財源の確保と重点的かつ効率的な配分による持続可能な財政経営」を最重要課題として、認識し、これまでの行政評価等の取り組みを踏まえ、真に必要な政策（事業）の予算化を図りながら、地方創生に向けた取り組みの着実な実行により、本市の目指す将来像の実現を目指すこととする。

表 1－2(1) 市財政の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	55,728,236	58,442,711	56,990,400	67,904,869	61,061,868
一般財源	41,646,428	42,620,462	40,819,996	39,800,568	41,797,040
国庫支出金	3,951,530	7,549,625	6,210,095	17,675,520	9,136,838
都道府県支出金	4,092,051	3,992,865	3,802,823	4,270,645	4,052,963
地方債	5,425,700	6,002,100	5,601,700	5,350,700	4,025,600
うち過疎債	1,551,800	1,846,700	563,000	1,846,600	2,146,800
その他	42,258,955	40,898,121	41,375,782	40,608,004	43,846,467
歳出総額 B	53,733,503	56,414,022	53,745,788	64,388,013	56,715,433
義務的経費	25,712,626	26,791,461	25,676,299	25,983,173	26,425,660
投資的経費	9,530,744	8,997,691	8,949,493	7,826,479	6,186,134
うち普通建設事業	9,220,588	8,576,384	7,992,101	7,249,313	5,919,726
その他	18,490,133	20,624,870	19,119,996	30,578,361	24,103,639
過疎対策事業費	2,070,058	3,376,830	891,760	3,430,780	2,887,289
歳入歳出差引額 C (A－B)	1,994,733	2,028,689	3,244,612	3,516,856	4,346,435
翌年度へ繰越すべき財源 D	191,698	529,888	937,257	552,932	325,211
実質収支 C－D	1,803,035	1,498,801	2,307,355	2,963,924	4,021,224
財政力指数	0.258	0.284	0.272	0.274	0.282
公債費負担比率	18.0	18.3	16.7	17.9	16.4
実質公債費比率	17.5	12.9	8.9	9.4	9.0
起債制限比率	12.3	7.4	5.8	7.3	7.6
経常収支比率	98.2	85.0	87.0	93.6	91.8
将来負担比率	—	76.3	30.5	20.9	—
地方債現在高	66,049,296	60,273,746	53,398,454	51,802,954	45,592,960

(資料：地方財政状況調査)

表 1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道	改良率（％）	21.1	27.7	34.1	35.8	35.2	35.7
	舗装率（％）	59.0	78.8	88.4	86.1	85.7	86.0
林道 延長（m）		—	—	—	126,774	140,268	140,265
林野 1 ha 当たり林道延長（m）		—	—	—	2.78	3.03	3.03
水道普及率（％）		79.6	88.7	92.1	92.3	92.8	94.4
水洗化率（％）		12.6	28.9	51.1	68.6	77.6	81.1
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）		21.4	27.8	28.8	30.3	33.0	31.6

(資料：公共施設状況調、天草市)

(注)「水道普及率」については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」による。

「水洗化率」については、次の算式による。

$$\text{水洗化率} = (A+B+C) \div D$$

A：下水道現在水洗便所設置済人口

B：合併処理浄化槽処理人口

C：単独処理浄化槽処理人口

D：住民基本台帳登録人口

4 地域の持続的発展のための基本方針

(1) 本市の目指す将来像

これまで続いている人口流出に伴う過疎化は、全国的な人口減少・少子高齢化の進展とあいまって、地域社会に深刻な変化をもたらした。このため、過疎対策関連法に基づく計画により、地域の振興・活性化に向けた多様な施策を展開し、公共施設整備といった面ではある程度の整備は進んできたものの、依然として過疎化の進展は収まらず、引き続き積極的な施策を展開していく必要がある。

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっており、過疎地域ならではの特性や資源を活かした特徴ある地域づくりを進めていく必要がある。

地域づくりを進めるうえでは、それぞれの地域課題をきめ細やかに把握・分析し、各地域特有の強みを活かしながら、将来を見据えたまちのビジョンを描いて、地域の活性化を図ることが必要である。

将来にわたって夢と希望に満ちあふれた宝の島の実現に向けて、「天草版地方創生」というキーワードのもと行政経営体制を整え、市民と行政がともに知恵を出し合い、共に創るまちづくりを目指し、将来像を『ともにつながり 幸せ実感 宝の島“天草”』と定め、「誰もが天草に誇りを持ち、心豊かに暮らせ、いつまでも住み続けたいと思える天草市」を創るため、本市では5つの理念を掲げ、持続可能な地域社会の形成を図る。

◆ ともに学びともに育つまち

天草の将来像を描くのは私たちという気持ちを持ち、ともに学び、ともに手をたずさえ、地域のつながりを深め、一人ひとりが自ら考え行動し活躍できるまちを目指していく。また、誰もが歴史と文化を感じ、多様性を認め合い、感謝の気持ちを持ち、天草に愛着と誇りをもてるまちを目指していく。

◆ つながり稼げるまち

天草の農林水産業や商工業、観光業などの様々な産業がつながり、域内経済が好循環する新たな経済社会の仕組みを生み出し、“なりわい”を創出するとともに、誰もが安心して働ける場所があるまちを目指していく。

◆ やさしさと安心のまち

天草の未来を担う子どもたちを育み、私たち一人ひとりがいつまでも元気に暮らし、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持ち、地域ぐるみで助け合い、支え合い、安心して住み続けられるまちを目指していく。

◆ 自然と共生するまち

天草の恵まれた自然を愛し、学びを通して自然環境の保全や自然資源の活用に取り組み、自然とともに生きるまちを目指していく。また、様々な分野と連携した取り組みにより、脱炭素社会の実現に向けたまちを目指していく。

◆ 挑み続ける行政経営に取り組むまち

行政は、市民の視点に立ち、社会のあらゆる変化に部署を越えて総合力で対応するとともに、職員一人ひとりが最大限の能力を発揮できる組織づくりを目指していく。また、安定した財源の確保と的確な投資による健全な財政運営を目指すとともに、効率的かつ効果的な行政システムにより、挑み続ける行政経営を目指していく。

(2) 基本方針

本計画は、過疎地域の持続的発展を図るため、本市の最上位計画と位置付ける総合計画を基とした計画としての性格を備えるものであり、総合計画同様、本計画の推進を図ることでSDGsの目標達成に資するものと位置付けられる。また、過疎地域が有する機能を最大限活用し、過疎地域の持続的発展に取り組むためには、これまでの施設等の整備によるハード事業に加えて地域の実情に応じたソフト事業の充実が重要かつ不可欠である。過疎地域の持続的発展を図るために、市民と行政がお互いに問題意識を共有し、普段から相互の交流を活発にし、市民に計画の段階から参画していただき、地域のボランティア団体やNPO法人とも連携しながら、協働によるまちづくりを進めていく。

このような考えに立ち、将来像「ともにつながり 幸せ実感 宝の島“天草”」を実現するため、理念（目指すこと）に基づく『ありたい姿』を19掲げる。

● ありたい姿1. 地域の個性や特色を生かした地域づくり活動や、課題解決に向けた市民活動が活発に行われている



地域の個性や特色など強みを生かした協働による地域づくり活動の推進や、多様化・複雑化する課題を共有し、様々な分野で経験・知識・スキルを持つNPO等の市民活動団体などによる活発な市民活動が展開されるまちとなっている。

● ありたい姿2. 多様性を認め合い、互いを尊重するまちになっている



性別の違いをはじめ、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティなど多様なニーズや課題に配慮され、また、女性の参画する機会が拡大するなど、一人ひとりの意識が向上し、誰もが多様性を認めあい、互いを尊重するまちとなっている。

● ありたい姿3. 生涯にわたり学び、学習活動の成果を地域社会で生かすことができる



充実した教育環境の中で子どもたちが学んでいるとともに、様々な知恵や特技を持つ人材の発掘、専門的知識を持つ大学等との連携により、地域を担う人材の育成が行われている。また、子どもから大人まで生涯にわたり誰もが学ぶことができるよう多様な学びの機会が提供され、学習活動の成果を地域社会で生かすことができるまちとなっている。

● ありたい姿4. 歴史と文化を認め合い、天草に誇りを持ち継承されている



世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「天草の崎

津集落」をはじめとしたキリシタンの歴史のほか、各地域には、国県市指定等の文化財や地域固有の祭り、伝統芸能などがある。本物の文化、芸術に触れる機会がつくられ、歴史や文化的価値が再認識されるとともに、市民が天草に誇りを持ち、歴史と文化が次世代に継承されるまちとなっている。

● **ありたい姿5. 良質な農林水産物が生産され、産地力（生産者数×量）が維持・向上されている**



技術取得を含めた新規就業者への支援や生産基盤の整備、労働の省力化などの環境整備によって、豊かな自然の中から良質な農林水産物が生産されている。また、生産性の向上や産品のブランド化がなされているまちとなっている。

● **ありたい姿6. ひとつづくり・ものづくりで郷土にやりがいを感じ、働ける場所がある**



これまで培われてきた事業の承継や企業誘致の推進、リスクリングによる多様な希望にこたえる働き方の創出によって、ひとつづくり・ものづくりが進められている。また、生産性の向上のための経営改善等による安定した経営支援により、やりがいをもって働ける場所があるまちとなっている。

● **ありたい姿7. 魅力ある天草産品がつくり続けられ、域内経済が好循環となり、域外へ新たな販路が広がっている**



地産地消によって天草の魅力ある農林水産物や加工品の購入が個人のみならず地元企業においても促進され、また、生産されることで域内での経済循環が図れるとともに、天草産としての商品力と発信力が高まっている。さらに、生産・加工・流通・販売の一連の流れがつながることによって、販売力が向上し、域外への新たな販路が広がっている。

● **ありたい姿8. 多様な地域資源を生かし、魅力ある観光のまちがつくられている**



美しい自然や歴史・文化、美味しい食など多様な地域資源に市民が自信と誇りを持ち、観光事業者、行政とともに主体的かつ継続的にその価値を伝え、市全体でのおもてなしにより観光客に優しく魅力にあふれた観光のまちとなっている。

● **ありたい姿9. 市民が生き生きとやさしさにあふれた地域で暮らしている**



子どもから高齢者、障がいのある人など、すべての人が健康で生きがいを持ち、日々生き生き過ごすことができている。また、自分でできることは自分で言い、周りの人とともにできることはお互いに助け合い、支え合いながらやさしさの中で暮らせるまちとなっている。

● ありたい姿 10. 安心して子どもを生み育てられるまちができています



安心して妊娠・出産し、生み育てられ、これからを担うすべての子どもたちが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長できるまちとなっている。さらに、生まれてから学校教育を終えるまで、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支え合い、「子育てするなら天草市」と言われるまちとなっている。

● ありたい姿 11. 市民が安心して暮らせる環境ができています



日々の暮らしには欠かせない生活基盤が整い、景観に配慮したまちなみとなっている。また、機能的な道路、移動に必要な公共交通、上下水道、情報基盤などのライフラインの利便性が維持、向上し、誰もが安心して暮らせるまちとなっている。

● ありたい姿 12. 市民との協働による安心安全なまちづくりができています



異常気象による災害などに備え、「自分の身は自分で守る」、「地域ぐるみでの防災」への支援体制の充実が図られている。また、犯罪や交通事故のない安心安全なまちづくりに全ての人が協働したまちとなっている。

● ありたい姿 13. 天草での暮らしが共感され、多くの人が移住・定住し暮らしている



田舎暮らしに憧れ、移住を希望する人に、天草の豊かな自然などの魅力や子育て支援策などの情報が行き届き、住まいや就業など多様化する相談にきめ細やかなサポートが行われ、多くの人が移住・定住しているまちとなっている。

● ありたい姿 14. 脱炭素社会への取り組みが浸透し、人と自然が共生し活発な環境保全活動が行われている



自然環境を意識した一人ひとりの保全活動や、再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス抑制など、脱炭素社会の実現に向けたさまざまな取り組みがつながり、また、人と自然が共生した豊かな自然が地域の財産として後世に引き継がれているまちとなっている。

● ありたい姿 15. 資源の循環が図られ、快適なまちづくりが行われている



排出されるごみが適切に処理され、資源として活用されることで自然への負荷が軽減されている。また、一人ひとりの取り組みによって、資源の循環と快適な生活環境のまちづくり、

自然とともに創るまちづくりが進められている。

● ありたい姿 16. 豊かな自然と向き合い、保全・活用する仕組みができている



天草の風光明媚な景観や豊かな生態系など魅力ある自然資源を知り、学ぶことで天草の自然を誇りに思うことにつながっている。また、そのための学びの場、情報発信の場、交流の場が図られ、人と自然がつながることで更なる魅力向上につながっている。

● ありたい姿 17. あらゆる社会変化に対応する行政運営ができている



刻々と変化する社会情勢や多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民一人ひとりが幸せを実感しながら生き生きとした暮らしを営むことができる行政運営が行われ、また、市民とともにつながり、将来像の実現に向けた行政運営を行っている。

● ありたい姿 18. 高い経営意識を持った財政運営ができている



人口減少などによる普通交付税の減少など一般財源の減少が予測される中、行政においては、様々な財源の確保と重点的かつ効果的な配分といった高い経営意識を持つとともに、市民とともに行財政改革に取り組み、限りある財源を有効活用した持続可能で健全な財政運営を行っている。

● ありたい姿 19. 市有財産が効率的かつ効果的に活用されている



本市が所有する多くの施設が、廃止・統廃合・複合化等により最適な配置がなされ、廃止等をされたもので今後も利活用できる施設は、地域または事業者による民間活用が行われている。また、真に必要な施設は、計画的な改修等により、施設としての機能が向上され、整理・統合・複合化による施設の効率的かつ効果的な活用が行われている。

5 地域の持続的発展のための基本目標

天草市の総人口	現状値 2020 (R2) 年度	目標値 2029 (R11) 年度
	75,783 人 令和 2 年度国勢調査の人口の確定値	65,000 人 第 3 次天草市総合計画後期基本計画による目標人口 (※)

※本過疎計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第 3 次天草市総合計画後期基本計画」を基本としており、同一の方向性を目指すものである。後期基本計画の計画期間が令和 11 年度までとなっていることから、令和 12 年度の目標値については、新たな総合計画（第 4 次天草市総合計画）に準じて改定することとする。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価については、毎年実施する天草市総合計画の効果検証（内部評価）を本過疎地域の持続的発展計画の評価とする。

7 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

本過疎地域持続的発展計画における施設管理については、これらの基本的な考え方を踏まえるとともに、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら進めることとする。

(1) 公共施設等の在り方

市民サービスの向上と行財政改革の観点から、本市が所有する財産の有効活用、民間活力の活用及び管理経費の最小化を図るため、真に必要な財産のみを所有することとし、ファシリティマネジメントの考え方に基づいた効率的かつ効果的な管理運営を行う。

また、施設（建築物）は、いったん建築されると長期にわたり環境に影響するため、環境に配慮するとともに長期的に利用できる施設整備を推進する。

さらに、市有財産に関する利活用及び処分についての基本的な考え方及び取組の方向性を広く市民に周知することで、財産の適正な管理と公平、公正で透明性のある利活用、または処分を推進するため以下のとおり方針を定め、全庁的な共通認識のもとで、市有財産の有効な利活用を推進する。

- ① 保有総量の縮小
- ② 効率的かつ効果的な利用の推進
- ③ 長寿命化の推進

(2) 施設の管理方針

① 点検・診断等の実施方針

経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による状況及び管理状況を適切に把握するため、施設種別に応じて定期的な点検・診断を実施する。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、応急保全を実施する。

実施については、できるかぎり予防保全に努めることとし、施設の利用状況や劣化状況などを踏まえて優先度をつけて実施する。

③ 安全確保の実施方針

定期的な点検・診断等により危険性が認められた場合には、適切な安全対策を実施する。

特に利用予定がない施設（普通財産）については、定期的に巡回を行い安全対策を実施する。

④ 民間活力の活用

PPP※など、民間活力の活用を検討し、施設機能を維持・向上させながら、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減、利便性の向上を図る。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。代表的なものに PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、指定管理者制度などがある。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住

【今後の方針】

「天草で見つけた自分らしい暮らし“あまくさライフ”」を基本理念に、より多くの人に「関わりたい」「訪れたい」「住みたい」と思われる地域を目指し、基本方針を「魅力発信による本市の認知度向上」「関係人口の創出・拡大と地域との関係深化による地域活性化」「空き家等の利活用の推進」として、移住・定住までの各ステップに応じた支援に取り組む。

(1) 現況と問題点

移住・定住コーディネーターによる相談対応、移住相談会や移住セミナー等で本市の魅力と移住支援や子育て支援などの各種支援制度の情報発信などに取り組み、令和6年度は、77世帯134人と多くの方の移住につながった。しかし、そのうち子育て世帯の割合は17%に止まり、令和4年度以降ほぼ横ばいとなっている。また、生活の利便性の高さから、本渡地域への移住が多い傾向にあり、人口減少率が高い周辺地域への移住者の増加を目指す取組が重要である。

さらに、コロナ禍以降、移住促進施設（短期滞在型施設）の利用が増加しており、希望日に利用できない移住検討者が増加しているため、移住促進施設の拡充に向けた取組が必要となっている。

また、平成25年度から令和7年度までの間に30人の地域おこし協力隊員を委嘱し、地域住民と連携・協力しながら、交流人口の増加や若者が魅力的に感じる新産業の創出、地域の魅力発信など、地域活性化につながる取組を行っており、隊員任期終了後には定住につながっている。そのため、引き続き地域おこし協力隊員の確保を図る必要がある。

(2) その対策

○移住検討者が移住後のライフスタイルをイメージできるよう、移住支援や子育て支援など経済的な支援制度のほか、生活環境や子育て環境なども含めた総合的な情報発信を行う。

○子育て世帯をターゲットに、SNSを活用した戦略的なアプローチを行う。

○周辺地域への移住者の増加を目指し、特色ある地域の魅力発信を行う。

○短期滞在型施設の需要増に対応するため、空き家等を改修した移住体験施設の整備に向けて取り組む。

○空き家利活用に取り組む民間企業等との連携により、空き家等情報バンク登録物件の確保と登録物件の利活用を促進する。

2 地域間交流

【今後の方針】

近年、価値観や生活様式の多様化により生活空間としての「田園や農村」の再評価や余暇活動の要求が高まっていることから、本市が有する豊かな自然や歴史、文化等を大切にしながら、その地域資源を活用し都市住民等との交流の促進を図る。

また、天草に魅力を感じ、移住する都市住民等が増えるよう移住施策の推進を図る。

(1) 現況と問題点

本市においては、豊かな自然、歴史、文化等を活用し、イベント交流や教育旅行の積極的な受け入れなどにより、交流人口の増加につながっているが、今後の多様なニーズに対応できるよう地域資源の掘り起こし、磨き上げを行う必要がある。

また、ツーリズム団体等のネットワークの充実を図るとともに、本市の豊かな地域資源を積極的にPRしていくことも重要である。

関係人口の拡大を目指し、「天草市ふるさと住民登録制度」への登録を推進するとともに、令和4年度から、都市部に住む子育て世帯向けの暮らし体験型プログラムである「保育園留

学」に取り組んでいる。

「保育園留学」では、令和6年度までに104組の世帯を受け入れてきたが、受入時期が夏季期間に集中している状況となっている。

また、都市部から本市に移住し、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊を受け入れているが、活動内容や移住・定住に対する不安感等から新規隊員の応募が少ない状況である。そのため、令和7年度から、短期間で地域おこし協力隊の活動を体験できる「地域おこし協力隊インターン制度」に取り組んでいる。このインターン制度を関係人口の拡大につなげるとともに、地域おこし協力隊への入口として効果的に活用し、さらなる地域活性化を図る必要がある。

さらに、コロナ禍を経て、若者や子育て世帯を中心に、二地域居住（主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方）へのニーズが高まっていることから、本市の関係人口の拡大を目指して、二地域居住に取り組む必要がある。

(2) その対策

○本市が有する自然、文化、歴史、景観等の優れた地域資源を活かして、都市部との人・文化・情報等の交流を促進し地域の活性化を図る。

○市内各地域の個性に応じた地域づくりを推進しながら、それら地域の交流や融和を図ることにより相互に連携した取り組みを進める。

○ふるさと住民に対し本市における住まいや仕事、地域活動等の情報を提供し、仕事や地域活動等に携わることができるよう取り組むとともに、地域住民との交流を深めることができる取組を進める。

○一年を通して選ばれる保育園留学先とするため、冬季にも選ばれる魅力や、日常的な子どもたちの遊びに関する情報の発信に取り組む。

○地域おこし協力隊インターン制度をさらに活用し、隊員が業務を行いながら生活の中で感じた地域の魅力を発信するなど、地域の活性化につながる活動や本市での暮らしを体験できる事業に取り組む。

3 人材育成

【今後の方針】

若者世代のUターンの強化及びJ・Iターンや地元定着を促進するとともに、未来を支える人材を育成する。

(1) 現況と問題点

平成27年度から全国的に東京圏への人口集中の是正など地方創生の実施を進めているが、コロナ禍により地方への転出者は増加傾向にあるものの依然として東京圏の人口集中は解消されていない。本市においても若年者の減少は顕著であり、産業の担い手不足、後継者不足等による地域活力の低下が懸念される。

(2) その対策

○市外の大学卒業後や第二新卒、また地元高校卒業後において、地元企業等への就職を促進するため、魅力ある雇用・学びの場をつくり、「帰ってきたい」若者の希望に応えるUターン施策を構築・強化する。

○U・J・Iターン者に「選ばれる事業所」を創出するため、雇用環境の整備や、地場企業の情報発信力の強化、求職者とのマッチング機会を創出する。

○奨学金等を活用した若者の地元定着に向けた取り組みを推進し、地域の将来を支える人材を確保する。

○高校生など若い世代のうちから「まちづくり」や「天草の産業」そして「天草の自然」などをテーマにした人材育成を図る。

4 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	ふるさと天草元気プロジェクト事業	天草市	多様な 産業等 の活性 化によ り、地 域の持 続的発 展に寄 与
		移住・定住促進対策事業	天草市	
		天草未来人材育成・就職促進事業	天草市	
		グローバル人材育成事業	天草市	
		未来の大人応援プロジェクト	天草市	
		牛深ライフ遊学事業	天草市	

5 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第3 産業の振興

1 農 業

【今後の方針】

農業振興政策により目指す将来の本市農業、農村の姿を次の5つのとおり描き、その実現のため各種施策を実施していく。

- ・持続可能な地域農業の推進
- ・手取り収入を増やす稼げる農産物づくり
- ・農業の基盤となる農地や施設の計画的な整備の推進
- ・農村環境の保全・活用と集落機能の維持
- ・有害鳥獣対策の推進

(1) 現況と問題点

① 地域農業の状況

本市では、平野部が少ない中、温暖な気候と多様な地形を活かして、水稻、野菜、果樹、花き、畜産など幅広い農畜産物が生産されている。しかしながら、令和2年の農業就業者数（農林業センサス）は2,512人で、平成27年の68%となり、そのうち65歳以上の従事者が72%を占め、担い手の減少と高齢化が進行している。

このため、持続可能な地域農業を目指し、農地と担い手の将来像を示す「地域計画」を策定して多様な担い手への農地集積を進めるとともに、体験から就農、施設整備や農地確保に至るまで、新規就農に係る支援制度を整備し、JAや熊本県等と組織する新規就農サポートセンターで様々な協議を行いながら、担い手の確保に取り組んでいる。しかし、農地集積率はまだ低く、高齢化のさらなる進展も予測されるため、地域の将来を見据えた「地域計画」の更新と、担い手確保対策の充実に努める必要がある。

また、高齢化等により、経営改善計画の認定を受けて農業を営む「認定農業者」が減少傾向にあるが、法人化や機械導入等への支援により集落営農法人としての継続に一定の効果がみられ、引き続き、営農意欲の維持や向上、中核的な営農組織の活動の持続化に資する取組が必要である。

② 農業経営への支援

少子高齢化による担い手の減少はもとより、生産資材の価格高騰や高温による作物被害等も影響し、農業経営の厳しさが増している。

このため、品種改良や機器・施設整備への支援、農業のスマート化に向けた実証実験など、各種の取組により農家の経営を支援してきたが、将来に渡って産地を維持していくためには、引き続き、社会情勢や地域の実情を的確に捉え、国県の補助事業も活用しながら、多角的な施策を展開する必要がある。

③ 農業基盤の整備

農業生産活動の基盤となる農地や農業用施設については、県営土地改良事業や農道の舗装等により整備を進めるとともに、農家が行う農業用施設の整備への支援や、農地中間管理機構による農地の集積・集約化に取り組んでいる。

また、排水機場等の農業水利施設についても、機能診断結果に基づく更新整備により長寿命化を図っていますが、全国的な施設の老朽化や物価高騰により、国や県の補助採択も厳しくなっている。しかしながら、水利施設は、農地の保全等に加え防災上も重要な施設であるため、効率的な整備と財源の確保が重要である。

④ 農村環境の維持（農地管理等）への支援

山間部等の傾斜のある農地には中山間地域等直接支払事業、平地の農地には多面的機能支払事業により、農地の保全管理や、農道・用排水路の維持管理を下支えするとともに、環境保全型農業直接支払事業により、農家の減農薬・減化学肥料の取組を支援している。

農業従事者の高齢化が進む中、引き続きこれらの事業を継続することで、営農意欲の維持と向上を図り、地域農業を守っていく必要がある。

⑤ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による農業被害の軽減を目的に、地域での勉強会や専門家を招いた講演会、先進地視察研修等を行い、参加農家や集落の有害鳥獣対策に対する知見を広げることができた。また、防護柵設置や捕獲罠購入、狩猟免許取得への補助を行い、農業被害の防止および捕獲隊員の確保に努めています。捕獲隊員による捕獲では、令和5年には6,460頭、令和6年には10,152頭のイノシシが捕獲され、被害の軽減に寄与している。

しかしながら、イノシシおよび鳥類による農作物の被害面積は依然として増加傾向にあり、生息範囲が山間部から平地へと拡大していることが要因であると考えられる。近年は、水産物など農作物以外の被害も発生しているため、関係部署とも連携し、引き続き、被害軽減に向けた対策を講じる必要がある。

農業就業者数の推移

区分	総農家数 (戸)	農業就業人口	
		人数 (人)	65歳以上 割合 (%)
平成12年	6,596	6,876	55
平成17年	5,881	5,610	61
平成22年	5,408	4,722	65
平成27年	4,730	3,688	69
令和2年	3,885	2,512	72

(資料：農林業センサス)

(2) その対策

① 持続可能な地域農業の推進

- ・高齢化の進行に加え、より精度の高い地域計画を求める国の補助事業の増加が見込まれるため、引き続き地域計画の更新に取り組み、国の支援制度を活用した効果的な農業振興を図る。
- ・新規就農者の確保対策においては、新規就農サポートセンターと協議を重ね、国県の支援事業や研修生の活動意向、新規就農者の形態（品目や親元就農など）を考慮しながら、随時、市の支援策や研修品目の検証・検討を行い、内容の充実に取り組む。
- ・新規就農者同士の相互交流を促進する新たな組織を創設し、担い手の育成と経営の安定化を目指します。また、より安定した農地確保ができる体制の構築に努めるとともに、営農初期にかかる経費を軽減する施策に取り組む。
- ・地域農業の担い手の中核を成す新たな集落営農が持続的に営農できるよう組織化を促進する。

② 手取り収入を増やす稼げる農産物づくり

- ・物価高騰に伴う生産資材の価格高騰等により厳しさを増す農業経営を支援するため、国や県の補助事業を効果的に活用するとともに、要件等により対象とされないものに対しては、生産者のニーズを的確に捉えながら独自の支援策に取り組む。また、樹園地の基盤整備や施設園芸の導入、および優良系統の品種（畜産）の導入により、高単価での販売を目指す。
- ・主食用米の品質低下やかんきつ類の生産量減少など、高温による農畜産物への被害軽減を図るため、露地かんきつ類への遮光対策の拡充等に取り組む。
- ・機械の共同利用やスマート農業の推進による作業の省力化に取り組み、労働力不足を補うとともに、農地の集約や規模拡大による作業の効率化と経営の安定化を図る。
- ・高単価な農産物の生産を支援し、気候変動や自然災害に対応可能な施設整備に取り組む。

③ 農業の基盤となる農地や施設の計画的な整備の推進

- ・県営土地改良事業の計画的な推進により、農地の耕作条件を改善し、労働時間の短縮と収量・品質の向上を図る。

- ・農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化により、担い手農家や新規農業参入企業等への優良農地の供給を図るとともに、農業経営の安定化を図る。
- ・基盤整備事業を実施した区域内における幅員2.0m以上の未舗装農道について、利便性の向上と安全性の確保を図るため、農道舗装整備計画に基づき整備を推進する。
- ・農家等が行う農地または農業用施設の小規模な整備や、補助事業の対象とならない災害復旧事業に対して助成を行うことにより、営農効率の改善や迅速な農地の復旧を支援し、農業経営の安定化を図る。
- ・天草管内にある県管理農地海岸（12 海岸）について、経年劣化や侵食等により施設の機能が低下しているため、計画的な整備等を実施し、農地の浸水被害の軽減を図る。
- ・老朽化が進む管内15 箇所の排水機場施設について、農地の維持や保全、農産物の安定生産のため、国県の補助事業を活用しながら排水機場整備等管理計画に基づく整備を推進し、施設の長寿命化と防災減災対策の強化を図る。

④ 農村環境の保全・活用と集落機能の維持

- ・山間部等農地への中山間地域等直接支払事業、平地の農地への多面的機能支払事業を継続し、農地の保安全管理や、農道・用排水路の適正な維持管理にかかる活動への支援を行う。
- ・環境保全型農業直接支払事業により、減農薬・減化学肥料等の環境に配慮した生産活動の推進に取り組む。

⑤ 有害鳥獣対策の推進

- ・有害鳥獣による農作物等の被害の軽減を図るため、防護柵の設置や罠の購入、狩猟免許取得への補助を継続するとともに、捕獲隊員による捕獲体制の強化に取り組む。
- ・捕獲隊員の埋設処理の負担を軽減するため、減容化処理施設の効果的な運用を行い、持続可能な捕獲体制の確立を目指す。
- ・有害鳥獣が集落に近寄らないよう、地域をあげた「えづけストップ」の意識醸成に取り組む。

2 林 業

【今後の方針】

適切な森林整備による森林資源の循環利用と林業生産性の向上に向けて、植栽・下刈・間伐等の造林事業を推進し、優良材の育成と低コスト化を目指す。また、持続可能な森林の管理・経営を確保するために森林経営管理制度を積極的に推進するとともに、天草産材の需要拡大と人材育成・担い手の確保を図り、ひいては地域産業の活性化、林業の6次産業化に努める。

(1) 現況と問題点

本市の森林面積は令和6年4月現在、462 km²で総面積の67%を占めており、その98%が民有林である。また、その内訳はスギやヒノキ等の人工林が43%、広葉樹等の天然林が54%、その他の森林が3%で、人工林率は熊本県全体平均の60%を下回っている。

近年の木材価格の低迷や林業経費の上昇、高齢化による林家の減少などの影響により、林業生産活動が低迷しており、森林経営が放棄されている。また木造住宅の新築、増改築においては天草産材以外の安価な木材の使用が多く、市民や関連業者に対する天草産材の品質の良さや支援制度のPR不足から、天草産材の需要が伸びていない。

(2) その対策

- 森林経営計画の策定を推進し、良質な木材・森林を作るために欠かせない間伐や枝打ちなど、計画に基づいた効率的な森林施業を行い、優良な天草産材の育成を目指す。また、林業の現場における省力化、並びに生産性の向上を図るための新たな技術の導入や普及を推進する。
- 林業担い手の高齢化や新規参入者の減少等により担い手が不足していることから、地域おこし協力隊の雇用など新たな林業担い手を支援し、後継者の育成を目指す。

- 林業関連団体などと連携し、天草産材の安定した供給体制の構築を進める。また間伐材を利用した製品の開発や販売を支援するとともに、幼少期から自然木に触れる木育を推奨し、天草産材を率先して使っていただけるよう広くPRする。
- 天草産材を使用する住宅の新築、増改築、木質化等に対する支援制度を通じて、天草産材の品質の良さと知名度を高め、天草産材の需要拡大を図る。さらに、公共事業等における天草産材の利用を推進し、地域経済の活性化を図り、木材関連業、建築関連業の雇用促進を目指す。

3 水産業

【今後の方針】

漁船漁業においては、水産資源の持続的な生産を確保するため、種苗の放流、藻場の造成、産卵床の設置などによる生産性の向上に繋げる取り組みを推進するとともに、漁家経営の安定化に向けた複合型漁業の推進（海藻増・養殖の普及拡大）、ICTを活用したスマート水産業の推進や販売力の強化に取り組む。

魚類養殖漁業においては、経営の安定と収益の拡大を図るため、継続して検鏡などによる赤潮監視体制の強化や魚病による被害の低減対策、漁場環境の保全、養殖共済等の加入促進、消費や販路拡大、スマート水産業の推進に取り組む。

また、魚食普及拡大に向けて調理実習等への水産物の食材提供や出前授業の実施、お魚レシピの配布等魚食普及に努めることで、水産物の地産地消と消費拡大に繋げる。

さらに、将来に渡り漁業活動や漁村の役割を維持するため、漁協等関係機関と連携して新規就業者の確保や地域を支える意欲ある担い手の育成に取り組む。

漁港整備事業については、利用者の安全かつ省労力化を図っていくため、各漁港の漁業生産活動の現状に合った工法、構造等の導入を推進し、防護機能及び水産業、漁村の多目的機能を維持できる施設整備を計画的に実施する。

また、策定済みの機能保全計画、長寿命化計画に基づき、施設の機能維持、延命化を図るため計画的に対策工事を実施して行く。さらに、漁業集落の生活環境整備を図るための施設整備等を実施や、漁村の地域資源の価値や魅力を活かした海業を推進し、漁村の活性化に取り組む。

(1) 現況と問題点

本市は周囲を東シナ海、八代海、有明海という水産資源豊かな好漁場に囲まれ、古くから漁船漁業を中心に水産業が営まれてきた。特に、牛深地域は県内最大規模の漁港である牛深漁港を有し、九州屈指の漁業基地として栄えてきた。

これまで、獲る漁業を主体として漁船装備の近代化や漁具の改良が進められてきたことにより漁獲能力は向上し漁獲量も増大してきたが、近年は、頻発化する赤潮による養殖業への甚大な漁業被害に加え、資源減少による慢性的な漁獲量の減少・魚価の低迷が続くとともに、燃油や生産資材の高騰により漁業経営も苦しくなる等、本市水産業は厳しい状況に直面している。

漁業経営体数は、約40年で約70%減少しており、高齢化と後継者不足も相まって、漁村集落のにぎわいが失われつつある。

漁場においても、海水温上昇など環境変化の影響により魚種、漁期に変化が見られるとともに、磯焼け・サンゴ化が進行し、産卵や稚魚の育成の場となる藻場が減少している。このような状況を踏まえ、継続して藻場・干潟の保全及び再生事業、放流事業を行うなど水産資源の維持・回復を図る必要がある。

これまでの新規就業者対策に加え、小・中学生や高校生などとアマモ場造成活動などの海洋環境教育を通じて、将来の担い手確保に取り組んでいく必要がある。

また、水産物の消費、魚価についても、全般的に、魚離れも進んでいることから、漁業協同組合等と連携して、消費者ニーズにマッチした、加工品の開発やブランド化等に消費拡大・魚価向上を図っていく必要がある。

養殖漁業の振興にあたっては、赤潮被害や燃油・餌料の高騰により経営継続が困難な状況にあるため、養殖業の経営安定に向けて、国や県、漁業者と連携し、有害赤潮の早期発見や

発生予測、被害低減技術の確立など継続して取り組むとともに、融資制度の弾力的な運用、共済事業の推進等による救援策が求められている。さらに、地域内水産物の輸出促進の取り組みにより、消費者ニーズに対応した安心・安全な水産物供給体制を整備するなど生産・加工・流通対策の強化を図る必要がある。

漁港整備については、経年劣化に伴う施設の老朽化や係留施設（浮体式係船岸）の未整備等により、漁業生産活動及び背後地の防護機能や安全性の確保に支障を来しており、計画的な整備・改修が必要となっている。

また、漁村集落においては、住宅の密集、路地が入り込んだ箇所も多く、防災や生活環境の改善、向上の観点から漁村集落を活かした環境整備を進めていく必要がある。

漁業経営体の推移

	経営体数
昭和 58 年	2, 583
昭和 63 年	2, 411
平成 5 年	2, 200
平成 10 年	1, 897
平成 15 年	1, 550
平成 20 年	1, 379
平成 25 年	1, 230
平成 30 年	1, 042
令和 5 年	805

（資料：漁業センサス）

(2) その対策

- 水産資源の維持・増大と漁場環境の向上を図るため、藻場・干潟の保全及び再生に取り組むとともに、漁業協同組合と連携して効果的な種苗放流に取り組む等、資源管理型漁業の確立を目指すほか、新たな海藻増・養殖等の試みを支援することによって、J ブルーレジット認証や複合型漁業の実践による漁業所得向上を図る。
- 熊本県や漁業協同組合等と連携し後継者育成の支援体制を継続するとともに、漁業者と一体となって学生等とのアマモ場造成活動に取り組むなど、新たな担い手確保を図る。
- 水産物の地産地消と消費拡大を図るため、学校が実施する調理実習への水産物の食材提供や魚食教育、お魚レシピの配布、産地からの情報発信等魚食普及拡大を図る。
- 魚病や赤潮による被害低減対策や飼料高騰対策に取り組み、養殖漁業の経営安定化を図る。
- 漁業共済の加入促進や経営資金の借入の際の利子補給や保証料助成等、経営安定のための対策を行う。
- 流通経路の見直しやネット販売等新たな販路開拓の支援や消費者ニーズにマッチした加工品の開発やブランド化の推進など付加価値の向上とともに、地域内水産物の輸出拡大に向けた体制整備を行う。
- 豊かで活力ある漁村の形成を目指し、漁港機能の増進と漁業集落における生活環境の改善を図るため、周辺集落における環境整備を行う。
- 機能保全計画及び長寿命化計画に基づき、漁港漁場施設及び海岸保全施設の計画的な対策工事を行うことによって施設の機能維持、延命化を図る。
- 漁村の地域資源の価値や魅力を活かした海業を推進し、漁村の活性化を図る。
- 交流人口の増加による賑わいを創出し、魚価の向上や所得確保を図るとともに、受け皿としての地域の担い手を確保するため、「牛深港周辺整備事業 総合交流施設等基本計画」の基本理念及び基本方針に沿って海業を推進する。

4 商工業

【今後の方針】

市場や消費者ニーズを捉えた天草産品の価値を見出し、その価値を高めることによる売れる商品づくりを支援する。また、地域連帯意識の育成に寄与してきた商店としての機能を高めた商店街の振興を図る。これらの取り組みは、商工会議所・商工会等関係機関と連携して行う。

(1) 現況と問題点

本市の商工業者のほとんどが中小企業であり、経済のグローバル化や長引く国内経済の停滞により、その経営は極めて深刻な状況が続いている。中でも商業は、商圈人口の減少に加え、郊外型の大型店の台頭や後継者問題などにより、既存の商店街や地元店舗は衰退の一途をたどっており、閉店による空き店舗も増えているが、核となる商工会議所や商工会の会員については、起業や創業・事業の持続可能な経営に商工団体・地場銀行・行政が一体となって取り組んだ効果もあり、廃業・脱会者が新規加入者を上回る状況が毎年続いていたが、直近では、横ばい状態が続いている。

このような状況の下、既存商店街や地元店舗などの小売機能が低下し、商いの場としても、市民が集う交流の場としても活気を失っており、両面からの商業活性化が求められている。また、身近な店舗の閉店などにより、日用品の買い物に不便を感じている買い物弱者対策も必要となっている。

また、商工会議所と商工会は、商工業者の経営指導や商店街活性化のために欠かせない組織であり、厳しい経済情勢のなか、中小企業の経営安定を図るため、これらの組織と連携して商工業者への支援が求められている。

(2) その対策

○賑やかな商店街づくり

消費者の地元消費を促していくため、商工会議所や商工会、商店街の組合等と連携して、空き店舗対策やイベント等を実施するなど、商店街に集客するための事業を展開する。また、過疎化等により商店等が閉鎖した買い物困難地域での、コミュニティショップの可能性について調査・研究を行う。

○売れる商品づくりを支援

消費者のニーズを重視するマーケットインの視点による商品づくりを推進し、天草の農林水産物を活用（加工）して作りだされた既存の商品のブラッシュアップを図る。また、特産品については、地域団体商標登録等を行うことにより、ブランド化を図っていく。

○天草陶磁器の産地化を推進

国の伝統的工芸品として指定されている天草陶磁器の伝統加工技術を活かし、天草の伝統産業として振興を図っていくとともに、天草陶磁器の産地化を推進していく。また、新規窯元の育成支援や天草陶磁器を広くPRするなど、産地化に向けた支援を行う。

5 中小企業・起業家支援

【今後の方針】

商工団体をはじめ、地元金融機関との連携強化による起業創業や地場企業が行う生産性向上、販路開拓、新商品開発、事業転換、雇用環境など経営改善に向けた支援を重点的に行う。また、地産地消・地産他消を推進し、市内の農林水産物加工品などの販路拡大のため、他地域との差別化、天草ブランドの浸透など、産地間競争に勝る取り組みを行う。

(1) 現況と問題点

経済センサスによると、市内の事業所数は平成24年度に5,111事業所あったが、令和3年度には4,345事業所となり、766の事業所が減少している。天草管内の求人倍率は、依然として県平均の求人倍率を下回っている状況にあり、中小企業等の振興による雇用の拡大が急務となっている。また、地元中小企業での雇用が少ないことから、新規学卒者は毎年80%以上

が市外に就職しており、本市の人口減少に一層拍車をかけているという現状につながっている。

雇用の場の確保対策として、サテライトオフィスを中心に企業誘致の促進及び、地場企業の情報発信力の強化や求職者とのマッチング機会の創出等、地場企業への就職促進を図るとともに、スキルアップできる環境を整備し、人材育成を行っていく必要がある。また、1次産業の後継者づくりが喫緊の課題となっているが、これからは2次産業や3次産業の小規模な事業所における後継者不足も顕著となってくることが予想され、産業全般における後継者対策が急務となっている。さらに、中小企業の経営の安定化と売り上げの拡大による雇用の確保を図るため、商工会議所や商工会、金融機関等と連携を図り、総合的な支援を行っていく必要がある。

(2) その対策

○中小企業者・起業家の支援による雇用の拡大

各産業支援機関の連携のもと、起業家向け相談窓口を開設するなどし、新たな就業の場づくりの支援や、既存の中小企業に対する実効性のある支援を行う。また、サテライトオフィスを誘致する取り組みや、都市部の企業等の人材や高度なノウハウ、知識などを活用した中小企業の振興を図るため、人材誘致及び人材育成にも取り組む。

○天草ブランドの推進

「天草」というブランド名を活かし、市内の生産者が作った農林水産物や加工品の魅力を情報発信し、さらに訴求することで新たな販路につなげ、地域経済の活性化を図る。

○もうかる産業づくりをめざした戦略的な販売

生産し、または加工した商品をいかに売るか（販売するか）について、都市部等の企業のノウハウや知識などを活用し、さまざまな手法による販路拡大に向けた取り組みを推進する。

また、販売戦略の確立と販売のための安定供給体制を早期に確立させる。

6 情報通信産業

【今後の方針】

情報基盤等の利活用による産業支援、販路拡大、企業支援に取り組む。

(1) 現況と問題点

本市では、情報通信技術の進展に伴う高度化・多様化に対応するため、情報化の波に遅れることなく、最新の情報化技術を取り入れてきた。

これからは、地域の活性化を図るため、いかに活用していくかが重要となっている。

(2) その対策

○地場企業等の活性化を支援

起業創業や地場企業が行う設備投資、IoT、AIを活用した生産性の向上など経営改善に向けた取組みに対して、商工関係団体等との連携強化による相談支援体制の充実を図る。

○企業誘致等による働く場の創造

多様な働き方のできる職場や、若者が魅力を感じる職場など、「働きたい場所」を増やすため、サテライトオフィス等の誘致活動を進める。

7 観 光

【今後の方針】

自然や文化など、長きにわたって受け継がれてきた豊かな地域資源の価値を、市民、来訪者がともに共有し、大切に守りながら多くの人々を呼び込むことのできる、持続可能な観光地域づくりに取り組む。

加えて、道の駅などの観光拠点施設の整備・改修により魅力の向上と積極的な情報の発信を行い、周遊を促進することで滞在時間の延長、宿泊の増加につなげ、観光産業の活性化を図る。

(1) 現況と問題点

現代の観光においては、自然環境への配慮や地域文化の尊重といった人々の意識の変容や、オーバーツーリズムの問題などから、持続可能な観光地域づくりが求められている。

本市も、雲仙天草国立公園に指定される雄大な自然や、それぞれに特色のある市内各地の伝統文化など多彩な魅力を有しているが、人口減少等の根本的な問題、観光マナーに関する意識啓発の不足などの様々な要因から、自然環境保護や文化継承、それらを活かした観光産業の維持に課題が生じており、自然や文化を守りながら、さらに観光地として磨きをかけるため、持続可能な観光地域づくりに取り組む必要がある。また、観光消費額の拡大のためには、観光客の増大と併せ、観光消費単価の上昇を目指した取り組みが重要であり、その推進に向けては、マーケティングや観光地としてのブランディング、観光事業者・地域住民との調整等を担う「観光地域づくりの司令塔」となる組織が必要となる。

かつての観光は、見ることや買うことが主な目的であったが、近年は「体験・交流・共感」といった要素を求める観光ニーズが増加している。本市も、観光コンテンツを見て楽しむだけでなく、背景にある歴史・文化、自然資源の魅力や価値などをストーリーとして紹介するインタープリテーション（※）の手法を取り入れ、来訪者との交流を通じた天草ファンの獲得を目指す必要がある。また、本市における外国人の宿泊者数は、年々増加しているが、宿泊者数全体に占める割合は2%に満たず、九州における周遊ルートも福岡・大分・阿蘇と東側が中心で、西側ルートは苦戦を強いられており、訪日外国人観光客の拡大に向けた積極的な取り組みも必要となる。

整備後20年以上が経過する施設において、耐用年数を超過した設備の修繕案件が増加する中、施設の老朽化に伴う魅力低下や、人口減少による利用者数の減少が危惧されていることから、施設の大規模改修を計画するとともに、利用頻度が低い施設の廃止も同時に検討するなど計画的な施設整備が求められている。

※インタープリテーション：自然や歴史・文化の魅力や価値を紹介し、地域と来訪者を結びつける活動。

観光客数の推移

(単位：千人)

		平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年
熊本県全体	日帰り客	55,146	54,772	51,314	51,469	52,064
	宿泊客	6,947	6,425	6,801	6,592	6,924
	総数	62,093	61,197	58,115	58,061	58,989
天草地域	日帰り客	3,916	3,495	3,361	3,790	3,898
	宿泊客	717	632	526	525	520
	総数	4,633	4,127	3,887	4,315	4,418

		平成29年	令和2年	令和5年
熊本県全体	日帰り客	44,945	—	—
	宿泊客	7,241	4,731	8,399
	総数	52,186	4,731	8,399
天草地域	日帰り客	3,924	—	—
	宿泊客	513	483	590
	総数	4,438	483	590

※天草地域の数値には、上天草市と苓北町を含む。(資料：熊本県観光統計)

(2) その対策

○地域資源を活かした持続可能な観光の推進

持続可能な観光（サステナブルツーリズム）を基本方針とする観光分野における本市のアクションプランに基づき、野生のイルカが生息する自然豊かな海を守る活動、宿泊施設や飲食店等における地産地消の推進、観光事業者によるゴミの減量化・資源化の促進など各種施策を推進する。また、これらの取り組みについて、「日本版持続可能な観光ガイドライン」に基づく評価を定期的に実施し、来訪者、地域住民、観光事業者の連携による持続可能な観光地域づくりを可視化して成果を発信することで、天草の価値を理解し、取り組みに共感するさらなる来訪者の誘客につなげる。

加えて、観光による経済波及効果の増大に向けて、世界遺産の崎津集落を核とした観光地としてのブランド価値をさらに高める取り組み、一定期間の滞在につながることのできる軸となるコンテンツづくり、富裕者層の獲得を目指すことのできるラグジュアリークラスの宿泊施設の誘致等に取り組む。また、観光地経営の観点から、地域への経済波及効果を高める旅行商品の造成や、観光事業者・地域住民との調整等を担う「観光地域づくりの司令塔」となる組織の構築を図る。

○交流により魅力を伝える「天草スタイル」の観光の確立

本市観光の基本スタイルとして、インタープリテーションの手法を活用した来訪者と地域住民（観光事業者、ローカルガイド等）の「交流」を基調とした観光の確立を目指し、まずは、本市を代表する観光地の一つである天草西海岸地域から取り組みを始め、その取り組みを市域全体に広げることにより、「天草版地方創生」の実現に繋げていくとともに、ガイドブック作成、ローカルガイド育成などに取り組む。また、インナープロモーションの観点から、ガイドブックの作成過程において地域住民の参画を得ることで、シビックプライドの醸成を図り、誰もが来訪者に本市の魅力的なストーリーを伝えられる地域を目指す。このような観光スタイルの推進により、心豊かな地域住民との交流を目的とする多くの天草ファンの獲得を目指す。

加えて、訪日外国人観光客からの高い評価を得る世界遺産の崎津集落などのキリシタンの歴史・文化を活かして、長崎・天草・鹿児島島の九州西側ルートをアピールする広域連携に取り組むとともに、海外に向けマーケティングに基づく戦略的なプロモーションの展開を図り、訪日外国人観光客の誘客につなげる。

○観光拠点施設の整備

サイクルツーリズムやキャンピングカーで楽しむ観光など、移動体験を楽しむ観光需要を取り込み、既存の道の駅5カ所（有明、うしぶか海彩館、崎津、天草市イルカセンター、宮地岳かかしの里）を主な拠点とした島内周遊性の向上を図る。

○既存施設の活用

既存の観光施設において、老朽化等により集客が見込まれない施設は、地域の意見を聞きながら、廃止や統合、規模縮小などの方向性を判断する。一方で集客が見込まれる施設においては、施設改修に加え、公衆無線LAN環境やEV充電器の整備など機能充実を図る。また観光地への円滑な誘導を図るため、観光看板についても観光情報を的確に伝える案内看板であるかなど検討を行うとともに、今後増加が見込まれる外国人観光客に対し、施設表記及び観光サインの多言語化を図る。

8 港 湾

【今後の方針】

本市は周囲を海で囲まれており、多くの港湾を有していることから、海の玄関口である港の機能充実を図り、市民の交流や観光・交通・情報発信拠点として、港を核とした地域活性化を図っていく。また、地域住民の生活に密着している港湾機能の充実を図るとともに、緑地整備等によって豊かな空間を提供する。

(1) 現況と問題点

本市には主要な港湾である本渡港、鬼池港及び牛深港をはじめ多くの港湾があり、人的交流や物流の拠点として重要な役割を果たしてきた。しかし、近年、旅客利用者や貨物取扱量などが減少し港の賑わいが失われている。海上交通の拠点としての機能充実や港を活かした地域活性化を推進するため、令和2年度に策定した港湾施設長寿命化計画を基に適切な補修を行い、安全性の確保とライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。

(2) その対策

○港を核としたまちづくりや港湾整備による港湾機能の充実、環境保全などを推進し、産業の活性化や交流拠点としての整備を行う。また、長寿命化計画に基づく港湾施設の適切な補修を行う。

○漁村の地域資源の価値や魅力を活かした海業を推進し、漁村の活性化を図る。

9 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	県営水利施設整備事業	熊本県	
		県営農地海岸保全施設整備事業	熊本県	
		県営土地改良事業	熊本県	
		土地改良施設維持管理適正化事業	天草市・土地改良区	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	天草市	
		有害鳥獣処理施設整備事業	天草市	
		農林業施設営繕事業	天草市	
		農道施設 LED 化事業	天草市	
	林業	森林整備推進事業	天草市	
		熊本県森林・山村多面的機能発揮対策事業	熊本県森林組合連合会	
		新たな森林管理推進事業	天草市	
		単県治山事業	天草市	
		単県森林病虫害防除事業	天草市	
		林業6次産業化推進事業	天草市	
		市町村林道点検診断・保全整備事業	天草市	
	(2) 漁港施設	漁村再生交付金事業	天草市	
		水産業施設営繕事業	天草市	
		水産生産基盤整備事業（水産基盤整備事業）	天草市	
		単独漁港整備事業	天草市	
		県営漁港整備事業負担金	熊本県	
		水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤整備事業）	天草市	
		海岸堤防老朽化対策事業	天草市	
		牛深港周辺整備事業	天草市	
		津波・高潮危機管理対策事業	天草市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	園芸施設整備支援事業	農業者等	
		農業地域整備促進事業	天草市	
		産地生産基盤パワーアップ事業	農業者団体等	
		農業施設整備原材料支給事業	受益者	
	水産業	水産業共同利用施設整備事業	漁協等	
		水産資源回復・基盤整備事業	天草市	
		牛深港周辺整備事業	天草市	

	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	天草市	
	(11) その他	港湾施設維持補修事業	天草市	
		港湾施設改修事業	天草市	
		海岸堤防老朽化対策事業（交付金）	天草市	
		県営港湾事業負担金	熊本県	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	強い農業・担い手づくり総合支援事業	天草市	多様な 産業等 の活性 化によ り、地 域の持 続的発 展に寄 与
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	天草市	
		県営水利施設整備事業	天草市	
		担い手育成支援事業	協議会	
		物産地域イベント支援事業	天草市	
		地産地消体験活動推進事業	小中学校等	
		くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業	地域営農組織等	
		農業制度資金利子補給事業	天草市	
		経営所得安定対策等推進事業	協議会	
		新規就農者支援事業	天草市	
		農業関係団体育成支援事業	天草市	
		集落営農法人経営安定化支援事業	天草市	
		畜産振興対策事業	農業組合等	
		市民農園事業	天草市	
		農業用廃プラスチック類処理対策事業	農業協同組合	
		中山間地域等直接支払事業	農業者等	
		多面的機能支払事業	農業者等	
		中山間農業モデル地区強化事業	農業者等	
		耕作放棄地解消事業	農業者等	
		園芸作物振興対策事業	農業者等	
		園芸共済振興対策事業	農業共済組合	
		畜産環境対策推進事業	営農団体等	
		水田経営安定対策事業	農業組合等	
		園芸作物生産組織育成支援事業	園芸作物生産組合等	
		特別導入型家畜導入基金事業	農業者団体等	
		農業生産組織育成支援事業	農業者等	
		環境保全型農業直接支払事業	農業者等	
		家畜伝染病対策事業	天草畜協等	
		農林業施設整備事業	天草市	
		農林業施設営繕事業	天草市	
		天草産材利用促進事業	天草市	
		くまもと間伐材安定供給対策事業	天草市	
		有害鳥獣被害対策事業	天草市	
		有害鳥獣捕獲対策協議会運営補助事業	天草市	
		有害鳥獣処理施設管理経費	天草市	
		新規林業就業者・担い手支援事業	天草市	
		土地改良支援事業	天草市	
		土地改良区管理運営支援事業	天草市	
		土地改良区償還金補助事業	天草市	
		緑の少年団育成事業	天草市	
		新規就漁者支援事業	天草市	

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	がんばる漁業支援事業	天草市	多様な産業等の活性化により、地域の持続的発展に寄与
		赤潮被害経営再建緊急支援事業	海水養殖漁協等	
		水産物輸送費支援事業	天草市	
		水産業関係団体支援事業	天草市	
		漁業経営安定資金利子等補給事業	天草市	
		資源管理推進事業	漁協	
		漁業生産技術開発・普及促進事業	天草市	
		魚類養殖振興事業	天草市	
		水産多面的機能発揮対策事業	受益者	
		活力ある天草の水産業づくり事業	天草市	
		天草里海づくり推進事業	天草市	
		水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤整備事業）	天草市	
		海岸堤防等老朽化対策事業	天草市	
		港湾施設改修事業	天草市	
		本渡港周辺環境整備推進事業	天草市	
		二地域就労促進事業	天草市	
		商店街空き店舗活用促進事業	受益者	
		商工会議所・商工会活動支援事業	受益者	
		天草市住宅リフォーム助成事業	受益者	
		産業振興チャレンジ事業	受益者	
		中小企業・小規模事業者緊急支援事業	天草市	
		天草陶磁器の島づくり事業	天草市	
		6次産業化推進事業	天草市	
		天草ブランド推進事業	天草市	
		企業誘致促進事業	天草市	
		地域通貨発行事業	天草市	
		景観からの島づくり事業	天草市	
		景観保全事業	天草市	
		花菖蒲まつり事業	実行委員会等	
		広域観光推進事業	協議会	
		観光イベント支援事業	実行委員会等	
		天草宝島観光協会事業	観光協会	
		観光施設整備事業	天草市	
		観光宣伝事業	天草市	
		天草教育旅行推進事業	天草市	
		大会誘致等推進事業	天草市	
		みなとまちづくり推進事業	天草市	
		牛深港周辺整備事業	天草市	
		特定地域づくり支援事業	天草市	

10 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
天草市全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「第3 産業の振興」中、(2)その対策、9 計画のとおり
なお、産業の振興については、近隣自治体との連携に努める。

11 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第4 地域における情報化

1 自治体 DX の推進

【今後の方針】

デジタル技術の導入と業務効率化を推進し、限られた人員でも多様化・高度化する市民ニーズに迅速・的確に対応する。また、行政手続のオンライン化や相談窓口の充実、デジタル教育の推進を通じ、誰もが安心して行政サービスを利用できる環境を整え、地域の持続的な発展を目指す。

(1) 現況と問題点

社会情勢の変化とともに市民のニーズが多様化・高度化し、職員一人ひとりの業務量が増加する一方、職員数は減少している。このような中、限られた人材で効率的かつ効果的に市民のニーズに対応するためには、デジタル技術を活用した業務改善など、職員一人ひとりが自治体 DX の必要性や有用性を理解したうえでデジタル技術を導入し、業務の効率化を図る必要がある。

また、各種行政手続のオンライン化を進めているが、利用者が限定的なオンライン手続や、デジタル技術の扱いに不慣れのため不安を持つ市民もあり、飛躍的な利便性の向上にはつながっていない。そのため、オンライン手続の種類を増やすだけでなく、様々な場所でデジタル技術を活用し、簡単に手続が完了できるようなフロントヤード改革やデジタルの利用に対する市民の技術的な不安を解消し、自信を持ってデジタル社会に参加できるように取り組む必要がある。

さらに、サテライトオフィスの誘致や、電子商品券アプリ「天草のさりー」の導入による地域活性化の取組のほか、AI を活用したデマンド型乗合タクシーの実証運行など、デジタル技術を活用した地域活性化や地域課題の解決に取り組んでいるが、広い分野でのデジタル技術の普及が十分ではないため、誰もが質の高い情報通信サービスを享受できる地域社会の実現を目指す必要がある。

(2) その対策

- 自治体 DX に関する職員の知識を高め、日常業務から事業の企画立案に至るまで、デジタル化の視点を持った取組を積極的に進める。
- 行政手続のオンライン化により手続がスムーズに完了する「書かない・ワンストップ窓口」「行かない窓口」の推進など、デジタル技術を活用したフロントヤード改革の取組を行う。
- デジタルの利用に不安を持つ市民を対象とした講習会等を開催し、技術的な不安を解消することで自信を持ってデジタル社会に参加できる取組を行う。
- 地域の個性を生かすとともに、デジタル技術を活用した地域課題の解決や産業振興を図ることができるよう、地域 DX の取組を積極的に推進する。

2 情報化の推進

【今後の方針】

光インターネットエリア世帯カバー率 98.6%を維持するため、安定運用や適切な管理を徹底するとともに、光ファイバ敷設の未整備地域や携帯電話不感エリアも存在するため、衛星通信など新しい通信技術を活用した対策の検討、電気通信事業者への整備要望などを行い、情報通信環境等の格差解消を進める。

市民のコミュニティツールであるコミュニティ FM は、適正な管理運用を図っていくが、天草 Web の駅については、求められる役割やニーズが変化していることから、システムの再評価を行い、システムの合理化を図る。

(1) 現況と問題点

光ファイバによるインターネット環境の整備を推進し、本市の光インターネットエリア世帯カバー率は、令和5年度 98.6%となっており、通信障害等が発生しないよう、安定した運用や適切な管理が重要となる。また、採算性の面から、光ファイバ敷設の未整備地域も存在するため、有線通信だけでなく新しい通信技術の活用を含めて対策を検討するとともに、携帯電話不感エリアについても、引き続き、関係機関と連携して電気通信事業者に対する整備要望等を行い、情報通信環境の格差解消を進める必要がある。

さらに、山間部等の共聴組合が管理するテレビ共同受信施設について、設置から約 40 年が経過する中、光化への改修が未実施の施設が多く存在しているため、国の補助事業を活用した改修支援など、対策を検討する必要がある。

平成 29 年に開局したコミュニティ FM は、市民のコミュニティツールとして、地域に密着した市民参加型の情報発信や、市政等に関する日常的な市民への情報発信のほか、災害時の情報の提供、防災行政無線の補完的なシステムとしての役割を果たしている。今後も、既存設備の適正な管理を行い、本市の重要な情報伝達手段の一つとして、安定的な運用を図る必要がある。

地域の情報発信ツールとして運用している天草 Web の駅については、一斉配信メール会員等の会員登録数が年々増加し、情報発信媒体の一つとして貢献している。しかし、SNS の普及などデジタル技術の発展により、求められる役割やニーズが変化しているため、システムの再評価を行い、全体的な機能の見直しに取組む必要がある。

(2) その対策

- 光ファイバケーブルの安定運用や適正管理、民間事業者等への貸し出しによる利活用を推進し、情報通信環境の向上を図る。
- 光インターネットの未整備地域や携帯電話の不感エリアについて、衛星通信などの新しい技術を活用した環境整備等の実証実験に取り組む。
- テレビ放送の難視聴対策として建設されたテレビ共同受信施設の高度化を図るため、国庫補助制度を活用し、光化改修への支援を行う。
- 市民が容易に情報を取得でき、災害時等の有効な情報伝達手段として機能を発揮できるよう、コミュニティ FM 放送設備の安定的な運用管理を行う。
- 天草 Web の駅については、求められる役割やニーズが変化していることから、システムの再評価を行い、既存ツールの活用や新たな情報発信ツールの活用を促進して合理化を図る。

2 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ共同受信施設改修事業	テレビ共同受信施設組合等	
	その他の情報化のための施設	地域情報化事業	通信事業者	
		天草市コミュニティエフエム局管理事業	天草市	
		電算システム整備事業	天草市	
		社会保障・税番号制度システム導入事業	天草市	
		証明書等コンビニ交付事業	天草市	
		自治体 DX 推進事業	天草市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域 I C T 活用事業	天草市	地域の 利便性 向上に より、 地域の 持続的 発展に 寄与
		電算システム運用管理事業	天草市	
		天草市コミュニティエフエム局管理事業	天草市	
		広域ネットワーク等管理運用事業	天草市	

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 道 路

【今後の方針】

広大な市域を有し鉄道がない本市においては、日常生活や地域の経済活動、救命救急などあらゆる分野で自動車交通に依存しているが、それを支える道路の整備が遅れている状況である。

安心・安全な生活道路網や地域内外との人流・物流を促進して地域経済を活性化するため、高規格道路等の幹線道路の整備が必要である。

(1) 現況と問題点

本市では、国道 266 号、324 号、389 号及び県道が各地域を結ぶように走っている。

国道、県道は、観光及び経済の面で重要な役割を果たす道路であるとともに、その他の道路と併せて住民生活における主要なネットワークを構成している。市全体の均衡ある発展と地域経済の活性化には、国道、県道の改良整備及びその維持管理が必要であり、地域間交流や広域連携の強化には高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備が不可欠である。特に、本渡道路については、令和 4 年度に開通した天草未来大橋に続き、志柿町区間についても早期整備が望まれている。

市道は、地域開発、地域生活の基盤であり、定住環境整備と密接に関係するとともに、災害時の避難路や緊急輸送道路となるため、過疎地域とその他の地域を結ぶ、重要な生活道路として利用されているが、広域な本市には改良や補修が必要な施設が多く、効率的・効果的な整備計画が必要です。また、市民が取り組む市道清掃ボランティア活動は、良好な市道の維持に大きく貢献していますが、人口減少や物価高騰等により、登録団体が減少傾向にあります。さらに、市民が道路の異常を発見した場合の LINE 通報の取組みを令和 6 年 12 月より開始しましたが、令和 6 年度の実績は 14 件に留まっています。

農道・林道については、産業振興、生活環境の両面から重要な道路であるが、未舗装部分や幅員が狭い部分があるため、計画的な整備を図っていく必要がある。

(2) その対策

○熊本天草幹線道路の早期全線開通に向け、国の予算確保および整備促進に向けた要望活動を実施します。また、島民集会を開催し、地域の熱意を届けるアピール活動に取り組みます。

○市民の日常生活や経済活動にとって重要な社会基盤である道路の安全性および利便性向上のため、市内地域間を結ぶ国県道路の整備促進に係る要望活動や、路面性状調査の結果を踏まえた舗装更新など市道の改良を推進します。

○市民の自発的な活動による安全で快適な道路環境の整備を行うため、市道清掃ボランティア団体を育成してその活動を支援するとともに、道路の異常を発見した場合の LINE 通報についてもさらなる周知徹底を図り、通報を受けた際は迅速に対応し、市民の安心安全な生活を守ります。

○重要構造物である橋梁やトンネルについては、国の補助事業を活用し、長寿命化計画に基づき優先順位を付けて補修を行います。

2 交 通

【今後の方針】

広大な面積を有する市内の各地域を円滑に結ぶ交通手段の維持を図るため、バス路線、定期航路の利便性の向上とともに、都市圏と繋ぐ高速交通手段である航空路の利用促進等、各交通機関の相互連携を強め、将来に向けて持続可能な公共交通網の形成を目指す。

また、高齢化・過疎化が進展する中、特に移動支援ニーズの高い層（高齢者、障がい者、学生等）への公共交通、その他福祉施策を活用した移動支援を推進する。

(1) 現況と問題点

① 陸上交通

車やバスなどの陸上交通は、私たちの日常生活や経済活動における移動手段としてなくてはならないものである。中でも地域公共交通については、今後、高齢化のさらなる進展や免許返納者の増加に伴う移動困難者の増加が予想され、地域の移動ニーズに応じた交通ネットワークの形成と利便性の向上が求められている。

特に、主要な交通機関である路線バスについては、利用者の減少、燃料費や人件費の高騰に伴い、運行事業者の経営は年々厳しさが増し、市からの欠損補助額も増大していることから、公共交通の再編等による抜本的な対策が必要である。

② 航路（海上交通）

本市と長崎県及び鹿児島県を結ぶフェリー航路では、利用者の減少に伴う収入減や燃料費等の高騰により、航路事業者は極めて厳しい経営状況にある。さらに、御所浦地域の定期航路及び不定期航路においても、不採算な航路があり、使用船舶の老朽化による修繕費の増加などの課題も抱えている。各航路事業者においては、それぞれ収益の改善やコスト削減などに取り組まれているが、事業者の自助努力だけでは抜本的な解決は難しく、関係機関との連携を図り、各航路の維持に取り組む必要がある。

また、天草島内の人口が減少する中で航路を維持するためには、島外からの利用者の確保も重要であり、観光やビジネスなどで本取り組みが必要である。

③ 航空交通

天草地域唯一の航空交通を担う天草エアライン株式会社は、現在、航空機 1 機体制で運航しており、機材トラブル等が発生した際には、代替機の手配が難しく、長期間の運休を余儀なくされることがあるため、定時運航への信頼性が低下し、利用者の減少につながっている。

また、輸入機材部品や燃料費等の高騰し、使用機材が 10 年を超え、修繕費の増加していることなどからも経営状況が厳しさを増している。このほか、安定的な就航に向けた機材等の品質保持や人材の確保、令和 12（2030）年に法定耐用年数に達する機体の更新に係る方針検定など様々な経営課題に対して関係機関と連携した対策が必要である。

関係自治体と協調して機材整備に対する支援を強化し、安全運航へ寄与する必要がある。令和 12（2030）年には機体が耐用年数に達し、更新時期を迎えるため、次期機体の導入に関する方針の決定が急務となっている。

(2) その対策

① 地域内・地域間の移動の利便性向上を目指した公共交通の再編

AI オンデマンド乗合タクシーの導入等による地域コミュニティ交通の充実を図るとともに、路線バスを集約して地域間路線（幹線、準幹線）を増便又は再編し、日常生活における移動及び観光客の二次交通など誰もが円滑に移動できる公共交通網を構築し、利便性を高める。

また、小中高生並びに高齢者、障がい者、運転免許返納者など、特に移動手段として公共交通を必要とする人への利用促進を図る。さらに既存の旅客輸送サービスの抜本的な見直しを行うとともに、新たなモビリティ技術や法制度を活用した交通施策を導入し、交通体系の効率化とドライバー等の人材の確保に取り組む。

② 暮らしにおける航路の維持・確保と特別な価値観を醸成する海上交通の充実

利用者の減少や物価高騰により航路経営が厳しい航路事業者に対し、国及び県、並びに関係自治体と協調した支援に取り組む。また、航路事業者と連携した運賃等の改定や国、県からの支援確保など御所浦地域の航路の維持と確保に向けた取り組みを強化するとともに、熊

本県と連携した島民の移動における負担軽減策を継続する。さらに、航路を活用した移動ルートの周知と、誘客等につながる新たな航路の開拓とともに、航路を活用した需要喚起による利用促進と、船舶に乗船することを特別な体験として楽しむための取組を実施する。

③ 安定的な就航による利用者の確保と天草空港の利活用による地域活性化

他の航空会社との機材の共同運用や機材等の品質保持、パイロット等の人材確保など、安定的な就航に向けた天草エアラインの取組を関係自治体と支援するとともに、機体更新に向けた関係自治体との協議を進め、方針を決定する。

また、福岡・熊本・関西の都市圏などの就航地に加え、関東地域における天草エアライン利用促進策に取り組み、市内のあらゆる誘客事業とコラボレーションした利用促進策を推進する。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道維持補修事業	天草市	
		市道改良（交付金）事業	天草市	
		市道改良（単独）事業	天草市	
		熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	天草市	
		道路台帳整備事業	天草市	
		市道施設 LED 化事業	天草市	
		道路メンテナンス事業	天草市	
		道路施設管理事業	天草市	
	橋りょう	橋梁維持補修事業	天草市	
	その他	トンネル維持修繕事業	天草市	
	(2) 農道	農道舗装事業	天草市	
	(3) 林道	林道維持管理事業	天草市	
		林道整備原材料支給事業	天草市	
		市町村営林道点検診断・保全整備事業	天草市	
	(10) その他	国・県道整備事業負担金	熊本県	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	地方バス路線運行維持対策事業	運行事業者	地域の利 便性 向上 により、 地域の持 続的 発展に寄 与
		地域公共交通運行事業	天草市・運行事業者	
		天草エアライン運航対策事業	運航事業者	
		出水駅・蔵之元港間シャトルバス運行事業	協議会	
		天草市公共交通対策事業	天草市	
		御所浦定期航路振興事業	天草市・運航事業者	
		御所浦航路運航対策事業	運航事業者	
		牛深・蔵之元航路維持確保支援事業	運航事業者	
		道路メンテナンス事業	天草市	
		公用車導入事業	天草市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第6 生活環境の整備

1 水道施設

【今後の方針】

水の安全性に対する関心が高まっている中、安心・安全な水道水を安定的に供給することは、水道事業の大切な役割となっている。

水の安定供給には、施設の適正な維持管理が必要であるが、水道管や施設の老朽化が進んでおり、更新時期を迎えている。今後は、計画的な施設更新を行い安定供給に努める。

また、適正な施設の運転管理を行い経費の節減に努める。

さらに、上水道の給水が困難な地域においては、飲用水確保に係る支援を行う。

(1) 現況と問題点

本市は島しょ部からなり、ほとんどが急峻な地形で占められて平野部が少なく、河川延長や流域面積などの規模が小さく、水源となる河川及び地下水の水量が少ないため、取水をダムに頼らざるを得ない状況にあり、水道普及率は令和6年度末で94.4%である。

集落が広い範囲に散在していることから、少ない給水人口の割に水道施設は数多く必要であり、老朽化した水道管や浄水場等水道施設の更新、また維持管理に多額の費用と労力を要するという課題がある。

また、既設の配水管や浄水施設等では老朽化が進んだ箇所が多く、安心・安全な水道水を安定的に供給するため、計画的な改修・更新を進めるとともに水質の監視、改善に努めていく必要がある。

さらに、上水道の給水が困難な地域は、各水道組合や個人で水源を確保しているが、水源へのイノシシ等の野生動物の出没による水質の悪化、あるいは慢性的な水不足が発生している地域がある。

(2) その対策

○将来の水需要を見据え、施設の統廃合や配水区域間の管路接続など、令和7年6月に策定した水道施設基本計画に基づいた計画的かつ効率的な施設更新により、経費の縮減に努める。

○老朽化に伴う施設や送配水管等についても、水道事業投資計画に基づき計画的な更新により漏水を防止し、有収率を高めることで経費節減を図り、安定した水道水の供給に努める。

さらには渇水、地震等の災害発生時にも給水が確保できる危機管理体制を整える。

○安全な水の供給を行うため、水質の監視・改善に努める。

○上水道の給水が困難な地域における小規模水道施設の新設・改修への支援を行う。

2 生活排水処理施設

【今後の方針】

熊本県のくまもと生活排水処理構想の見直しに併せ、新たな課題等に対応するため本市においても生活排水処理構想の見直しを行い、県の処理構想と整合性を図り新しい構想に反映させる。

事業実施にあたっては、住民との合意形成を基に事業化を図り、公衆衛生の向上、環境改善及び公共水域の水質保全に努めていく。

(1) 現況と問題点

公共下水道、集落排水や浄化槽による生活排水処理は、住民の健康で安全な生活環境を確保し、合わせて海や河川の水質保全を図るうえで欠くことのできない重要な役割を担っている。

本市では、集合処理方式として公共下水道事業（旧本渡市）、特定環境保全公共下水道事業（天草町、河浦町）、農業集落排水事業（倉岳町）及び漁業集落排水事業（御所浦町、倉

岳町、五和町、河浦町、佐伊津町）の４事業を１２地区で実施している。また、個別処理方式である浄化槽整備事業は、集合処理方式を採用していない全地区で推進し、生活排水処理に努めている。

公共下水道である本渡処理区（旧本渡市）は、昭和５３年の供用開始から４７年が経過し、処理場や管路の施設に老朽化が見受けられ、今後は、ストックマネジメント計画（長寿命化計画）に基づいて各施設の更新や適切な維持管理を進めていく必要がある。

特定環境保全公共下水道や農業集落排水、漁業集落排水についても、施設及び管路の老朽化が見受けられることから、公共下水道と同様にストックマネジメント計画に基づき、施設の更新を実施し適切な維持管理を行っていく必要があるが、施設の更新には多額の経費が必要となることから、各事業間での調整を図り費用の調達方法など、経済的な観点からも経費の平準化が不可欠となっている。

本市の水洗化率（一般廃棄物処理事業実態調査）は、令和５年度末時点で８０．５％であり、県全体の９３．１％を下回っている。この理由としては、集落が点在し、いずれの地区においても高齢者世帯の増加や人口減少が進んでいることが、污水处理施設への接続及び合併処理浄化槽への転換が進まない要因となっている。

今後も、快適な生活環境の改善や公共用水域の水質保全に向けて、新しい生活排水処理構想に基づき、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備や効率的な改築更新を進めていく必要がある。

(2) その対策

○衛生的で快適な生活環境の享受と公共用水域の水質保全のため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業において、ストックマネジメント計画に基づき施設及び管路等の更新を実施する。

○下水道を正しく使うために、調理クズや廃食油等の適正処理、溜めマスの定期的な清掃等の啓発を進めるとともに、下水道等集合処理施設が整備された地域における下水道等への早期接続を推進するため、広報誌やホームページ掲載等の情報発信と併せて、接続率の低い地区においては計画的に戸別訪問等を実施する。

○浄化槽設置補助金においては、転換上乗せ補助や配管布設に係る補助、代理受領制度の実施など、個人の負担を軽減することで、合併処理浄化槽への転換を促進する。

3 廃棄物処理施設

【今後の方針】

ごみ処理については、更なる分別収集による減量及び資源化に努め、効率的な収集体制を整備し、現有施設の機能を維持しながら天草広域連合による広域処理計画を推進する。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、平成２９年４月に供用開始した天草市汚泥再生処理センターの適正な管理運営に努め安定処理を継続する。

(1) 現況と問題点

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動は、物質的な豊かさをもたらす反面、ごみ排出量の増大や質の多様化、ダイオキシン対策や最終処分場の確保など廃棄物問題に深刻な影響を及ぼしている。このような経済社会やライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用（３Ｒ）を基本とするごみ減量化とリサイクルの推進をすることにより、循環型地域社会を構築する「ゼロ・エミッション」の取り組みを更に推進していく必要がある。

本市のごみ処理は、牛深、西天草、御所浦の各クリーンセンター、本渡地区清掃センター及び松島地区清掃センターの５施設で行っている。

施設の老朽化による処理能力の低下の面から必要に応じた施設の補修等を進めながら施設の統廃合などを行い、効率的な運用を行っていく必要がある。

資源物の回収活動に対する各種活動報奨金の交付や広報紙、各メディア等を活用した広報活動、環境学習や出前授業の開催による啓発、家庭での生ごみ処理機の活用の推進、事業系

廃棄物の分別徹底指導など、取り組みの強化を図る必要がある。

また、海洋プラスチック問題や無ならない不法投棄により景観の悪化や環境への影響が懸念されている。

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、本市直営の天草市汚泥再生処理センター及び上天草衛生施設組合で運営している上天草衛生センターで処理している。天草市汚泥再生処理センターは、環境負荷が小さく周辺環境へ配慮した施設となっており、適正に管理運営を行っている。

ごみ処理量の推移

(単位：t)

平成 12 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	令和 3 年度	令和 5 年度
32,343	36,166	31,951	31,803	28,666	28,179	25,715	25,081	23,573

(資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省公表値）)

(2) その対策

- 有害物質の排出抑制等環境に配慮したごみ処理や多様化するごみ処理に対応するため、有害物質の検査結果を確認し、ごみ処理施設での適切な焼却処理に努める。
- 容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づいた分別収集の徹底とそのための住民や事業所への啓発を進め、ごみの排出抑制とリサイクルの推進、再資源化に努める。
- ごみ処理施設は、現有施設の機能を維持するため設備の補修や改修を行うとともに、天草広域連合が令和 14 年度中の稼働に向けて整備している新ごみ処理施設との連携を図り、直営施設の統廃合及び中継施設へ改修・移行する計画を策定する。
- 本市が直接運営しているし尿・浄化槽汚泥処理施設の機能を維持するためには、周辺の環境保全対策を図るとともに、定期的な点検整備及び設備更新等を実施しながら安定処理に努める。
- 海岸における良好な景観及び環境保全に深刻な影響を及ぼしている海岸漂着物の回収、処理及び廃プラスチックごみ等の発生抑制のための施策を実施する。

4 消防施設

【今後の方針】

火災発生時に迅速な初期消火を行うため、消防団員の確保はもとより、消防資機材（積載車、小型ポンプ等）や消防水利（防火水槽、消火栓等）については計画的な更新や修繕・改修を行いながら、定期的な点検の実施により長寿命化に取り組み、設備の整備を図っていく。

(1) 現況と問題点

本市の消防体制は、天草広域連合による常備消防と消防団による非常備消防からなり、両者が連携してその任務にあたっている。天草広域連合が担当する圏域は広大であるため、多くの署所や車両等を配置しているが、近年道路交通網の整備が徐々に進んでいることもあり、火災に迅速に対応できる消防体制を確保しながらも、効率的で健全な運営に努めていく必要がある。

また、広範な市域において迅速な消防活動を行っていくためには消防団の役割は大きいものがあるが、人口の減少や就業構造の変化に伴い、新入団員の確保が困難となってきている。昼間の火災等に対応できる機能別消防団員の導入も行っているが、今後、団員の高齢化による退団に伴う団員数の減を食い止めるためにも、更なる団員確保への取り組みが必要となっている。

さらに、建築物の高層化や住民の生活様式の多様化により火災も複雑化・大規模化する傾向にあり、それに対応するためにも老朽化している機材の更新や装備の近代化、消火施設の整備等が必要となっている。

(2) その対策

- 複雑・多様化する消防需要に対応するため、現有する消防設備・機材の更新を計画的に行い、整備を図る。
- 地域防災の担い手である非常備消防団員の確保や地域の形状に合わせた防火水槽や消火栓等の設備の充実、住民の防災意識の高揚を図る等、行政と住民が一体となった防災体制の確立を図り、総合的な消防力の向上を目指す。
- 高度救急救命処置に対応できる高規格救急車の配備に伴い、救命士の育成を行うとともに、医療機関との連携を一層深め、救急医療体制の確立を図る。

5 市営住宅

【今後の方針】

高齢化の進展などにより低所得者層の割合が増加している中で、市営住宅は住宅困窮者の居住の安定を確保するために大きな役割を担っており、市営住宅の適正な家賃負担や入居基準などの入居世帯の資格等について適正な運用に努める。

また、安心・安全な市営住宅を提供するため、必要な改修等を計画的に実施するとともに、必要に応じ随時営繕事業等を実施する。

(1) 現況と問題点

本市では、計 1,772 戸（令和 7 年度）の市営住宅を有しており、それぞれ長寿命化計画に基づき外壁等の改修工事を実施し（廃止予定の住宅を除く）、住宅性能が向上している。これまで鉄筋コンクリート造の団地について外壁改修を主に行ってきたが、バリアフリー化が未着手であるため、今後は、内部の改修を進める必要がある。

また、老朽化の著しい住宅については、新たな入居を制限するとともに、既入居者の転居を支援（移転費等助成事業）し、順次、譲渡や解体を進めている。しかし、転居先が容易に確保できない場合もあり、廃止予定以外の住宅の長寿命化にも限界があることから、今後の人口動態を踏まえた、長期的な視点での対策が必要である。

(2) その対策

- 天草市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の外部改修やバリアフリー化等の内部改修を実施し、子育て世帯や高齢者、障がい者など誰もが安心して暮らせるよう、住宅性能と居住性能の向上を図る。
- 老朽化のため用途を廃止する予定の市営住宅については、入居者の転居を支援するとともに、用途を廃止した後に解体工事等を実施し、維持管理費の縮減と住環境の改善に取り組む。

6 公園・緑化

【今後の方針】

環境保全や防災、レクリエーションの場等、公園緑地が持つ多様な役割を考慮しながら、公園や緑地の適正な整備を進めるとともに、地域団体や職場などへ身近な花いっぱい運動を展開し、住民と行政が一体となり緑あふれるまちづくりに取り組む。

(1) 現況と問題点

本市は豊かな自然環境や快適な生活環境に恵まれた都市であるが、今後さらに魅力ある都市空間の形成を図るためには、自然環境の保全や緑化が重要な課題となっている。

また、公園においては、供用開始から 30 年を経過した公園が多く、施設の老朽化に伴う改築・更新が必要となっている。

地域緑化活動については、各種花いっぱい運動の活動が行われているが、市域における過疎化・高齢化の進展を考慮すると、市民による自主的な活動を支援していく体制の継続が必要である。

(2) その対策

- 住民の健康づくりや憩いの場となる公園の適正な維持管理に努める。
- 天草市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進んだ公園施設の改築・更新やバリアフリー化を計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる公園の整備を図る。
- 花いっぱい運動のPR及び花いっぱいコンクールや花づくり教室の開催並びにオープンガーデンの登録を推進する。また、公道や公共施設の地域ボランティアによる植栽活動や事業所・学校等の花壇の植栽活動を支援するため、計画的に花苗等の配布を実施する。

7 防 災

【今後の方針】

梅雨前線豪雨や台風などに加え、近年の多発する線状降水帯など異常気象による災害を予防する施設の整備及び災害を最小限に抑えるための対策並びに地域防災力を高める体制整備を図る。

(1) 現況と問題点

本市の地形はそのほとんどが山林で占められ、平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に集落や農地等が存在している。山林は災害の未然防止の面で重要な役割を担っているが、本市は急峻な地形が多く、集中豪雨による山地災害発生危険性が極めて高いことから、土石流等の災害を防止するため、治山事業や砂防事業を進めていく必要がある。

また、本市には中小様々な河川が多数あり、洪水被害を防止するためには河川改修を要するほか、土砂災害等から孤立集落を防止するためにも、道路整備を図る必要がある。

さらに、海岸線のほとんどが堤防や護岸等の海岸保全施設が設けられているが、施設の老朽化等により浸水被害が見受けられるところもある。また、本市には台風が頻繁に上陸し、そのたびに高潮等による浸水、破損被害等が発生している。そのため、高潮や波浪、津波等による被害から海岸を防護し、集落の保護や土地の保全を図るための護岸施設を計画的に整備する必要がある。

地域防災力を高める体制整備では、災害発生時に速やかに対応し被害を最小限に抑えるため、熊本県の災害警戒区域等の更新状況に合わせて、「ハザードマップ」（総合防災マップ）を修正し、避難場所や危険箇所等の周知、必要な訓練を実施する等、災害対応能力の向上に努めるとともに高齢や障がい等により特別の配慮が必要な人（要配慮者）の避難体制の整備が必要である。

(2) その対策

- 土砂災害危険箇所について、砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行う。
- 護岸決壊や氾濫等の恐れのある河川の災害を防止し、併せて生態系や安全で潤いのある水辺環境の保全や創造を図るために護岸整備を行う。
- 高潮や波浪、津波、侵食等による被害から集落や農地等を防護するため、海岸の護岸整備や消波施設の整備等を行う。
- 上記の対策については、天草市国土強靱化地域計画に沿って整備を進めていく。
- 地域防災計画に基づき防災体制の整備を進めるとともに、頻発・大規模化する自然災害に備えて、地域の防災力を高めるため、自助・共助の防災体制が確立される自主防災組織の育成を図るとともに活動の活性化を図る。併せて、日頃から危険箇所や避難場所の確認ができるよう、ハザードマップの活用について更なる啓発を行う。
- 災害時の防災情報、避難情報の迅速な伝達を図るため、防災行政無線、戸別受信機、安心・安全メール、LINE、ホームページ、コミュニティFM等の多様な情報手段を用いて、災害情報等を知らせるとともに、危険な場所からの逃げ遅れを防ぐためにも、早めの避難を呼びかけていく。
- 要配慮者のうち一般の避難所では避難生活が困難な人については、社会福祉施設等と連携

し、介護の状態等に応じた避難場所として要配慮者避難所や福祉避難所の設置に取り組む。

8 交通安全

【今後の方針】

交通事故の発生については、全国的に減少傾向にあるものの発生件数に占める高齢者の交通事故が増加傾向にあり、高齢者の交通事故防止対策に重点を置いた取り組みを展開していく。

(1) 現況と問題点

熊本県下の交通事故の発生状況を見ると、平成16年をピークに減少が続いており、令和6年は2,945件、負傷者数も3,628人と過去最低を更新した。死者数は平成26年以降80人を下回っているが、増減を繰り返している状況である。本市においても、令和5年に発生件数、負傷者数ともに過去最低を更新した。死者数は2人だった。本市の事故の特徴として、高齢者の交通事故死傷者数が全体の約半数を占めており、その割合は数年変化していない。今後も、さらに高齢者人口は増加し、高齢運転免許保有者も増加することが見込まれていることから、高齢者の交通安全の確保は、本市における交通安全対策の最重要課題である。

このようなことから、交通事故のないまちづくりを目指すためには、関係機関が一体となり、地域の特性とニーズを踏まえた効果的な、高齢者の事故防止対策、交通安全思想の普及徹底、道路交通環境の整備を図っていく必要がある。

交通事故発生数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和4年	令和6年
天 草 市	発生件数 (件)	101	60	60	67	55
	死者数 (人)	4	1	1	3	5
	負傷者数 (人)	139	72	72	81	63
熊本県全体	発生件数 (件)	4,784	3,152	3,152	3,175	2,945
	死者数 (人)	60	46	46	53	55
	負傷者数 (人)	6,081	3,987	3,987	3,924	3,628

(資料：熊本県警察本部)

(2) その対策

- 歩行者や通行車両の安全を確保するため、歩道の整備やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備等、道路交通環境の整備を行う。
- 横断歩道のない場所を横断中の歩行者がはねられる交通事故並びに交通死亡事故が多数発生している現状を踏まえ、歩行者に対しては「横断歩道を渡ること」「信号機に従うこと」といった交通ルールの周知啓発を図るとともに、運転者に対しては横断歩道における交通ルールの再認識と歩行者優先の意識向上を図る。さらに、夜間における事故を未然に防止するため、歩行者の反射材着用の普及啓発に努める。
- 高齢者の交通安全に関する知識の普及を図るために、関係機関と連携し、高齢者へ交通事故に遭わない心構えなどを伝えるとともに、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層充実させる。

9 防 犯

【今後の方針】

犯罪のない明るいまちづくりをめざし、家庭・地域・行政がお互いに協力して安全で住みよい地域社会の実現を図る。

(1) 現況と問題点

全国的に殺人や強盗事件をはじめ、女性や子どもたちが被害者となる悪質、凶悪な犯罪が後を絶たず、県下においても決して例外ではなく身近な問題となっている。

本市においても凶悪事案こそ発生していないが、市内各所において不審者の出没・声かけ事案等が発生しており、犯罪を未然に防止するための取り組みが重要となっている。

このようなことから、「自分たちのまちは自分たちで守る」という活動を基本とした地域住民の自主的な防犯意識を高めるとともに、犯罪の起きにくいまちづくりの推進が極めて重要となっている。

(2) その対策

○自主防犯組織の育成

犯罪の抑止対策として、日常のあいさつ、隣近所の声かけ、散歩、地域のパトロール、通学路の立番等を実施することにより、犯罪企図者の接近防止に効果がある。

また、自主防犯組織は地域住民自らでつくり上げるものという意識付けを図り、効果的な防犯活動が実施できるよう支援と協力を求めていく。

○防犯設備灯の整備

住民の夜間通行時及び通学時の安全を確保するとともに、不審者等に対する防犯対策のため、道路や住民がよく利用する場所に防犯灯・防犯カメラを整備する。

○防犯啓発活動

市安心安全メールと警察が発信するゆっぴー安心メールとの連携を行うとともに、各地区の駐在所だより等に不審者情報の注意喚起を促す情報発信を行う。このことにより、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の起こりにくい地域づくりを形成する。

10 消費者保護

【今後の方針】

消費者被害の未然防止と救済に向け、消費者トラブルにあわないための啓発活動及び消費生活全般にわたる相談受付や助言を行う。

(1) 現況と問題点

年々、悪質巧妙化する消費者詐欺被害の未然防止と救済に向け、「天草市消費生活センター」を設置し、相談受付、出前講座の開催、業者やローン会社との交渉など、複雑・多様化する消費生活問題を解決するための支援を行っている。

インターネットは消費者の利便性を向上させた一方で、インターネットを利用した詐欺事案や購入トラブル・契約トラブルなど様々な問題も発生している。そのため、消費生活センターへ寄せられる相談においてもインターネットや電子商取引に関するものが大きな割合を占めている。消費者トラブルにあわないよう、消費生活相談員による出前講座の開催と各媒体による周知啓発活動に取り組んでいるが、被害やトラブルが年代を問わず発生していることから、年代にあった効果的な周知啓発活動が課題である。

(2) その対策

○消費生活相談体制の充実及び強化

日々新たな手法の詐欺が発生することから、研修への積極的参加による消費生活相談員のスキルアップに努める。また、本庁まで来庁することが困難な高齢者等への対策として各支所に整備したオンライン相談の普及啓発に努めるなど、相談業務の充実及び強化を図る。また、高齢者など特に配慮を要する消費者の被害防止と救済活動については消費者安全確保地域協議会構成団体と連携を図る。

○周知啓発活動

若年層への啓発活動については学校への出前講座や教材配布を行い、高齢者への啓発活動については各団体への出前講座開催の働きかけを強化する。また、市政だよりや市安心安全メール等の各媒体による周知啓発の更なる強化に努める。

11 火葬場

【今後の方針】

火葬場については、市民サービスの向上を図るため、施設毎に設備更新や補修工事を計画的に実施し、設備等の機能維持に努める。

(1) 現況と問題点

本市の火葬場は、天草本渡斎場（4 炉）と牛深火葬場（2 炉）、御所浦火葬場（1 炉）及び天草火葬場（1 炉）の 4 施設があり、日ごろから機能の維持に努めているが、老朽化による機器等の補修が必要となっている。

なお、牛深火葬場は築 55 年以上経過して老朽化が著しかったため、令和 3 年 1 月に現在の場所に整備し、同年 2 月 1 日から供用開始している。

(2) その対策

○本市の火葬場は、燃烧炉等の設備の保守点検を実施し、適切な維持管理や補修等を行うことで機能維持に努める。

○天草火葬場の運営について、当面は存続することとしているが、老朽化が進んでいることから火葬設備の点検等を行い、長寿命化を図りながら今後の利用状況を踏まえて総合的に判断する。

12 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水系統再編事業	天草市	
		送水管更新事業	天草市	
		配水管更新事業	天草市	
		電気計装設備等更新事業	天草市	
		浄配水施設耐震化対策事業	天草市	
	上水道区域外	小規模水道施設整備補助金	水道組合等	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	天草市	
		特定環境保全公共下水道事業	天草市	
	その他	漁業集落排水事業	天草市	
		農業集落排水事業	天草市	
		浄化槽設置事業補助金	受益者	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	クリーンセンター施設整備事業	天草市	
		ごみ中継施設整備事業	天草市	
		天草広域連合負担金（清掃費）	天草市	
		天草広域連合負担金（ごみ処理施設整備費）	天草市	
	し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	天草市	
	(4) 火葬場	斎場・火葬場施設整備事業	天草市	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業	天草市	
		天草広域連合負担金（消防施設費）	天草広域連合	
	(6) 市営住宅	市営住宅営繕事業	天草市	
		市営住宅ストック総合改善事業	天草市	
	(8) その他	防犯灯整備事業	天草市	
		交通安全対策事業	天草市	
		交通安全施設整備事業	天草市	
		消費生活相談事業	天草市	
		都市公園整備単独事業	天草市	
		公園施設長寿命化対策支援事業	天草市	
		河川維持事業	天草市	
		排水路等整備事業	天草市	
		単独河川整備事業	天草市	
		県営砂防事業負担金	熊本県	
		県営建設海岸事業負担金	熊本県	

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	市道清掃ボランティア支援事業	天草市	安心・安全な 生活環境の整備により、地域の持続的発展に寄与
		天草花咲プロジェクト事業	天草市	
		ごみ資源化減量化対策事業	天草市	
		生活環境保全活動推進事業	天草市	
		海岸漂着物地域対策推進事業	天草市	
		消防団訓練等事業	天草市	
		自主防災組織設立促進・活動活性化事業	自主防災組織	
		防犯対策事業	天草市	
		防犯灯維持事業	天草市	
		宅地耐震化（変動予測調査）事業	天草市	
		斎場・火葬場施設整備事業	天草市	
		消防施設整備事業	天草市	
		天草広域連合負担金（消防施設費）	天草市	
		天草広域連合負担金（ごみ処理施設整備費）	天草市	

13 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 地域福祉

【今後の方針】

令和5年3月に策定した第4期天草市地域福祉計画・天草市地域福祉活動計画では、「やさしさと安心のまち」を基本理念として、その実現に向けた取組みを進めてきた。令和8年度から令和11年度までを計画期間とする第5期計画では、第4期計画の基本理念を継承し、「市民が生き生きとやさしさにあふれた地域で暮らしている」ありたい姿の実現のため、市及び社会福祉法人天草市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）で一体的に策定した。

施策の基本方針とした「ともに支え合う地域福祉の充実」、「健康と生きがいがづくりの推進」の2つを計画の柱として、すべての市民が健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで、助け合い、支え合い、誰もが安心して地域で暮らすことのできるまちづくりを推進する。

(1) 現況と問題点

本市においては、少子高齢化に伴い、核家族化と単身世帯化が進行し、高齢者のみの世帯も増加している。また、価値観や生活様式の多様化により、これまで地域で活動していた地域福祉の担い手が不足しており、地域とのつながりが希薄化することで世帯の孤立化が進んでいる。特に激甚化・頻発化している自然災害への対応は大きな課題となっているため、地域全体での連携が不可欠となっており、個々の避難行動要支援者の状況に応じて支援方法を定める「個別避難計画」の策定を推進し、地域、行政、関係団体等が協力して、効果的な支援体制を整える必要がある。

(2) その対策

○安心して地域で暮らせる環境づくり

高齢者や障がい者等の避難支援体制を強化するため、避難行動要支援者名簿の確認や個別避難計画の情報共有を推進するとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員等の活動を支援し、地域の見守り体制を強化する。さらに、地域の生活課題を解決するため、地域コミュニティの強化や社会資源のネットワーク化に取り組み、支援が必要な人が安心して地域で暮らせる多様な主体の参加による支援体制づくりを推進する。

○地域生活課題への相談・支援体制の構築

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの分野にとらわれず、すべての市民を対象とした「みんなまるごと相談支援」の体制づくりに取り組む。

2 高齢者福祉

【今後の方針】

本市の総人口は年々減少しており、65歳以上の高齢者人口も令和3年3月をピークに減少に転じ、令和7年3月末時点で30,724人となったが、若年層の減少数はそれ以上に大きく上回っているため、高齢化率は43.3%と上昇している。また、高齢者の一人暮らし世帯率は28.3%で、高齢者のみの世帯率も45.8%と年々増加傾向となっている。

こうした中、団塊ジュニア世代が65歳に到達する令和22年（2040年）を見据えた高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「高齢者が健康で生きいきと暮らし、住み慣れた地域で共に支え合い 自分らしい生活を営むことができる地域共生社会」を基本理念として掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みを行う。

また、健康寿命の延伸のため「通いの場」をはじめとした介護予防への取組みや生活支援の体制整備を行い、健康づくりや生きがいがづくりなどの高齢者保健福祉事業の推進と円滑な実施により高齢者に対する支援を行っていく。

(1) 現況と問題点

日本の平均寿命は、男女とも 80 歳を超える現状である。本市における高齢者数は今後も大きな変化はないものの、75 歳以上の後期高齢者の割合が高くなると予測されている。

このような中、令和 7 年 3 月末現在で、要介護等の認定者数は 6,031 人、第 1 号被保険者に対する要介護認定者の割合は 19.6% となり、いずれも前年よりわずかに減少している。しかし、今後団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となるなど高齢化の進展にしたがい、再び増加に転じることが予想されている。特に、高齢化の進展とともに、認知症の増加や加齢に伴う生活機能の低下に加え、高齢者のみの世帯の増加により介護を必要とする人の増加が考えられる。

また、地域における老人クラブ等の組織活動参加者数の減少により社会参加の機会の減少傾向がみられる。

(2) その対策

○誰もが安心して暮らせる体制づくり

高齢者及びその家族の安全・安心な暮らしの保障及び安心して暮らせる環境を整備する。

○健康で生きいきと暮らせる仕組みづくり

本市に住む高齢者の一人ひとりが、認知症等を予防し、いつまでも生きいきと活動していくための制度等を整備する。

3 障がい者福祉

【今後の方針】

本市では、「障がい者自身が、自ら生き方を選択し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、自己実現できる地域共生社会」を基本理念とする「第 4 期天草市障がい者計画」及び障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について定める「第 7 期天草市障がい福祉計画・第 3 期天草市障がい児福祉計画」を策定し取組を進めている。

障がいは個人ではなく社会にあるといった視点から、社会的障壁の除去に取り組むとともに、すべての障がい者が「社会のすべての場面に参加できるように」、「どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるように」、「手話などの言語や必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるように、また情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるように」、重度の障がいがあっても、高齢になっても、障がい者本人が望む場所で夢や希望をいただきながら生活できる地域づくりを目指した取組を進めていく。

(1) 現況と問題点

本市における障がい者手帳所持者数は、令和 7 年 3 月 31 日現在 5,564 人。最も人数の多い身体障がい者手帳所持者の減少を受け総数としては年々減少しているものの、療育手帳所持者や精神障がい者保健福祉手帳所持者、障がい児のサービスを利用する子どもは増加している。また、障がい者の高齢化や重度化も進んでおり、家族の高齢化による家族介護力の低下や親亡き後の問題も顕在化してきている。

相談支援体制や障がい福祉サービスの提供体制の整備が進み、地域での生活を選択できる障がい者が増加している。今後は、医療的ケアが必要な人、重度心身障がいがある人、強度行動障がいがある人など支援ニーズの高い人を支える体制整備に取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

○必要な情報を届けるための相談支援体制の機能強化として、地域障がい相談支援センターを中心に複合的なニーズのある人へも対応できる相談支援体制を整備する。また、地域の相談支援専門員の人材育成を行い、障がい者の意思決定を支えられる相談支援体制を整備する。

○ともに育つ、ともに学ぶ環境づくりとして、すべての子どもを対象とする一般施策における障がい児への対応と障がい児を対象とする各種施策の充実とともに、ライフステージ間の円滑な移行の推進、家族への支援の充実、さらに医療的ケア児等が地域で安心して生活

できる環境を整備する。

- 地域での生活を選択できるサービス提供体制の整備として、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えながら、地域生活を希望する人が地域での暮らしを開始・継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備する。
- 障がいに関する理解と権利擁護の推進として、「障がい者週間」の取り組みをはじめ、行政、障がい福祉団体、民間団体など、多様な主体が連携して幅広い広報・啓発活動を計画的に実施していくよう支援する。

4 児童福祉・母子父子福祉

【今後の方針】

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第 1 期天草市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指し、こどもの医療費助成対象年齢の 18 歳までの拡大や保育料の無償化など、特に、子育てに係る経済的負担の軽減に注力した先駆的な取り組みを積極的に推進してきた。

しかしながら、近年の急速な少子化の進行に加え、核家族化や共働き世帯の増加といった社会情勢の変化により、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化した。周囲とのつながりが希薄化になったことで、子育てに不安や負担、孤立感を抱く家庭が増加しており、また、家庭が抱える課題も貧困・虐待・ヤングケアラー・障がいなど、複数の要因が絡み合う複雑なものとなっている。

このような状況を踏まえ、本市では令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする、国の「こども基本法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体化した『天草市こどもわくわく応援プラン』を策定した。この計画では、「ともに支え合い、ともに育ち、こどもたちの夢・希望・笑顔あふれるまち天草」を基本理念とし、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援体制の充実と、地域社会全体で子育てを担う体制づくりを強力に推進する。

(1) 現況と問題点

本市においては、少子化や核家族化、共働き世帯の増加など、変化する社会情勢の中で、子どもを生み育てることに対する保護者の経済的な負担感だけでなく、心理的な負担感や不安感、肉体的負担感が大きくなっている。また、地域のつながりが希薄化するなかで、子育てに孤立感を感じる保護者が少なくなく、家庭環境の多様化に伴い、保護者が求める子育て支援も多様化してきている。

特に、子どもや若者を取り巻く課題は複合化しており、貧困、虐待、障がい、ヤングケアラーなどの問題への対応が求められている。児童虐待の相談件数及び通告件数は年々増加傾向にあり、療育手帳所持者数も増加傾向にあるため、これらの課題を早期に把握し、きめ細やかな支援を行うことが求められている。

これまでの取り組みにより、本市は子育て世帯の経済的負担軽減（18 歳までの医療費無償化、3 歳未満児の保育料完全無償化、入学等祝金制度の創設など）や、相談体制の充実を積極的に進めてきた。

今後は、『天草市こどもわくわく応援プラン』に基づき、ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭、ヤングケアラーを抱える家庭など、養育に課題のある家庭等への専門的な支援を強化する必要がある。すべてのこどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがないように、子育て世代の課題解決に向けた取り組みを総合的に推進していくことが重要である。

また、子育てを個々の家庭が担うものとする考えから転換し、こどもは社会の中で見守られ、健やかに育つことが大切であるという認識のもと、多くの市民や社会全体が子育てを支えていく取り組みを推進する必要がある。さらに、子育て支援分野においては、専門職を含む人材の安定的な確保・定着が、サービスの質を維持する上で重要な課題となっている。

(2) その対策

○『天草市こどもわくわく応援プラン』に基づく子育て支援の推進

『天草市こどもわくわく応援プラン』を基本とし、保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに応えるため、幼児教育・保育の提供体制の確保と保育サービスの充実のための取り組みを推進する。具体的には、延長保育事業、病児保育事業、障がい児保育事業などの特別保育の充実を図る。また、令和 8 年度からは「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）を、地域の実状やニーズを踏まえて実施していく。保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の保育環境整備を推進し、特に保育士等の業務負担軽減を図るための支援（保育補助者雇上強化事業など）を継続し、保育の質向上に努める。

○切れ目のない包括的な支援体制の強化

「天草市こども家庭センター」を中核として、児童福祉機能と母子保健機能が協働で、妊娠・出産期から子育て期にわたる包括的な支援と相談対応をワンストップで行う体制を強化する。これにより、こどもやその家庭及び妊産婦等の相談に専門的かつ継続的に対応し、こどもが健やかに育つ家庭環境づくりを推進支援する。特に、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業を通じて、妊娠・出産・子育て期を通じて切れ目のない支援を提供する。

○地域での子育て支援と孤立防止の推進

困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、こどもの成長と保護者の子育てを地域で支えていく取り組みを推進する。地域のこどもや子育て家庭を応援する子ども食堂などの活動を行う団体への支援（子どもはぐくみ応援事業）を継続する。また、ファミリーサポートセンター事業による相互援助活動を促進し、地域でのこどもの預かりを支援する。さらに、児童館活動事業や地域子育て支援拠点事業の充実を図り、地域全体で子育て世帯を支援する体制づくりを進める。

○子育て世帯の経済的負担軽減の継続と拡充

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、18 歳までの子ども医療費助成の対象年齢の拡大及び 3 歳未満児の保育料完全無償化を継続するとともに、入学や卒業等こどもの成長の節目における負担軽減を図るため、入学等祝金支給事業を引き続き実施する。ひとり親家庭等に対しては、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成、母子家庭等高等職業訓練促進給付金などにより、経済的自立と生活の安定を支援する取り組みを継続する。

5 健康増進

【今後の方針】

健康づくりは、市民一人ひとりの主体的な取り組みが重要であるが、社会構造やライフスタイルの変化に伴い、個人の健康課題も多様化しており、地域の活動や市民のつながりを通じて健康づくりを進める必要があります。地域や学校、企業等と連携し、持続可能で誰一人取り残さない健康づくりを推進するため、令和 8 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 4 期健康増進計画」を策定し、「生涯を通じて心豊かに健やかに暮らせる“あまくさ”」を基本方針とした健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸を目指す。

(1) 現況と問題点

人口減少により、医療費総額は減少傾向にあるものの、高齢化や医療の高度化などにより一人当たり医療費は増加傾向にある。また、死因については、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が上位を占め、国や県と同様、生活習慣病に起因するものが全体の約半分を占めている。

生活習慣病に関しては、食事や喫煙などの生活習慣が影響を及ぼすとされており、運動の習慣化や食生活の改善、歯科保健や住民健診（検診）などに取り組むことで、発症予防や重症化予防を図っている。

市民の誰もが、生涯を通じて健康に過ごすためには、子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけるとともに、それを継続できるような取り組みが重要となる。このためには、健康教育や健康相談等を総合的に展開し、市民一人ひとりの「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上や健康づくりへの取り組みを推進し、これを支援する体制づくりが必要である。

(2) その対策

- 運動の習慣化を図り、座りすぎを避け、今より少しでも多く身体を動かす市民が増える地域づくりに取り組む。また、市民が自らの生活習慣を振り返り、改善してより良い習慣を身につけることができるよう、健康教育などに取り組み、併せて健康情報を広く発信する。
- 健康づくりに関する知識を有する住民ボランティアを養成するとともに、企業や関係機関、地域とも連携し、身近な人や地域における健康づくりの輪を広げる。
- 疾病の発症予防や早期発見・早期治療につながるよう、健康診査やがん検診等の受診勧奨に取り組むとともに、市民が受診しやすい体制を整備する。加えて、若いうちから健診（検診）受診の必要性を知り、定期的な受診につながるよう、学校とも連携してがん教育等に取り組む。
- 感染症に関する正しい知識や予防接種の必要性に関する周知啓発、適切な時期の接種勧奨等により、感染症の発生・まん延防止対策に取り組む。

6 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	私立保育園等整備事業	私立保育園	
		公立保育所営繕事業	天草市	
	児童館	児童館営繕事業	天草市	
	(3) 高齢者福祉施設			
	その他	公的介護施設等整備支援事業	介護サービス 事業所	
	(7)市町村保健センター及 び母子健康包括支援セン ター	天草東保健福祉センター改修事業	天草市	
		天草西保健福祉センター改修事業	天草市	
	(9) その他	高齢者住宅改造助成金	受益者	
		重度心身障がい者住宅改造助成金	受益者	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	避難行動要支援者避難対策事業	天草市	安心 し暮 せる 環 境 整 備 に よ り、 地 の 持 続 的 展 開 に 寄 与
		地域福祉推進事業	天草市・社会 福祉協議会	
		民生委員児童委員活動推進事業	民生委員児童 委員協議会	
		社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会	
		施設開設準備経費助成事業(公的介護施設等整備支援事業)	地域密着型サ ービス事業所	
		ショートステイ事業(高齢者)	天草市	
		緊急通報体制整備事業	天草市	
		外出支援サービス事業(高齢者)	天草市	
		障がい者福祉サービス施設通所等支援費	受益者	
		児童福祉施設併設型民間児童館事業	民間児童館活 動事業所	
		水俣病発生地域強化等支援事業	天草市	
		健康運動推進事業	天草市	
		地域保健・健康増進事業	天草市	
		成人健診事業	天草市	
		栄養指導・食生活改善事業	天草市	
		母子保健事業	天草市	
		子育て世代包括支援事業	天草市	
		婦人保護自立支援事業	天草市	
		子どもデイサービス事業	天草市	
		地域子育て支援拠点事業(私立)	天草市	
		特別保育事業(単独事業)	天草市	
		ファミリーサポートセンター事業	天草市	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	天草市	
		子どもはぐくみ応援事業	事業実施団体等	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	地域子ども子育て支援事業	私立保育園等	安心して暮らせる環境整備により、地域の持続的発展に寄与
		子ども総合相談事業	天草市	
		乳児家庭全戸訪問事業	天草市	
		保育対策総合支援事業	私立保育園等	
		子ども医療費助成事業	天草市	
		子育て世帯訪問等支援事業	天草市	

7 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第8 医療の確保

1 医療の確保

【今後の方針】

本市は、都市圏から遠距離に位置するため、熊本県や関係市町と連携し、二次医療圏による完結型の地域医療体制の整備が必要である。また、安心して受診できる医療体制づくりには、介護の関係機関及び多職種との連携による基盤整備も重要となっているため、医療と介護の連携も継続して推進する必要がある。

今後も若年層の減少とともに高齢化が進むことから、医療・介護に関する情報発信、医師・看護師等医療従事者の人材確保、医療資源活用の連携や機能分化、医療情報システムの活用等の直接的な施策展開と、健康づくりや生活習慣病の発症予防及び重症化予防事業とを関連付けた予防医療の充実も図る必要がある。

(1) 現況と問題点

近年、我が国では、世界に例をみない急速な高齢化の進展、医療技術の進歩等に伴い、医療費が増大しており、加えて2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる高齢社会を迎え、高齢者の慢性疾患の罹患率の増加による疾病構造の変化や医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者の増加など、急激な医療・介護ニーズの変化・増大への対応が大きな課題となっている。

このような状況にあって、市民が医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して生活が続けられることができるよう個々の状態に応じた医療、介護及び生活支援等が提供されるシステムの構築が求められている。

令和7年4月現在、本市には14病院（2,072床）・70診療所（174床）があるが、そのうち6病院（1,202床）・39診療所（110床）が本渡地域に集中しており、医療サービスの地域的な偏在性が高くなっている。地域によっては医療機関までの距離が遠く、交通の便も悪いため、十分な医療を受けにくいといった課題に加え、高度な医療や診療科によっては本渡地域や熊本市内の医療機関で受診しなければならないため、身体的・経済的な負担が増大するといった問題もある。

市域が広い本市においては、地域の医療水準の向上を図ることを目的に牛深市民病院、栖本病院、新和病院、河浦病院の4つの市立病院と御所浦診療所、御所浦北診療所の2つの市立診療所を設置しており、救急医療、結核医療といった不採算となる医療を提供するとともに、熊本県と医療措置協定を締結し、新興感染症等に対する診療も発生初期の段階から積極的に取り組むこととしている。

全ての市民が、いつまでも健康で生き生きと暮らしていくために、安定的かつ継続的にサービスを受けることができるよう、医師・看護師等の医療従事者の確保、効果的な医療資源の運用、医療情報システムの活用等の施策の実施により、質の高い医療を地域で提供できる体制確保が必要である。

(2) その対策

- 住民が健康で元気に生活することができる社会をつくるため、健康教育を実施し、健康相談などのサポート体制を整え、市民自らが健康づくりに積極的に取り組める環境づくりを進める。
- 地域に即した医療活動の展開や予防医療の普及等、地域に密着した医療機関として医療体制の充実を図る。
- 休日・夜間における急病患者や重症救急患者への第一次及び第二次救急医療体制を確保するため、在宅当番医制事業や病院群輪番制病院運営事業などの救急医療対策事業の維持・充実を図る。
- 医療連携や多職種連携を推進することにより、情報を共有する体制づくりの整備を図り、市民がかかりつけ医を持つよう啓発を行う。また、各医療機関、市立病院及び行政が一体となって、在宅医療を支える体制づくりの整備の強化を図る。

- 熊本県や関係機関と連携し、医師・看護師等の医療従事者の確保対策に取り組むとともに、あまくさメディカルネット等の医療情報システム等の活用を支援することで、医療機関における効率的な機能分化と診療支援を図る。
- 多様化・高度化する医療ニーズに対応した医療機器や耐用年数を経過した機械器具等の整備・更新を行うことで、診療機能の維持・向上を図る。また、医療施設の改修等を計画的に行うことで、快適な医療環境の提供と施設の長寿命化を図る。
- 天草市立病院改革プランの実施状況に対する評価や見直しのほか、中長期的な経営見通し等の分析を行うなど、経営形態の見直しを含めた経営改善策を検討する。

2 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	牛深市民病院施設等整備事業(医療施設・機器の整備)	天草市	
		栖本病院施設等整備事業(医療施設・機器の整備)	天草市	
		新和病院施設等整備事業(医療施設・機器の整備)	天草市	
		河浦病院施設等整備事業(医療施設・機器の整備)	天草市	
	診療所	御所浦2診療所施設等整備事業(医療施設・機器の整備)	天草市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域医療対策事業	天草市	安心して暮らせる環境整備により、地域の持続的発展に寄与

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第9 教育の振興

1 学校教育

学校教育には、子どもたちが変化に積極的に対応し、他者と協働して課題を解決すること、情報を活用して概念的な理解を深め、新たな価値を創造すること、そして複雑な状況下で目的を再構成する能力を育むことが求められている。また、学校と社会が「学校教育を通してより良い社会を創る」という理念を共有する必要がある。令和7年9月25日の文部科学省「論点整理」では、「民主的で持続可能な社会の創り手」を育成するため、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方として、①「主体的・対話的で深い学び」の実装 ②多様性の包摂 ③実現可能性の確保の3つの方向性に基づく改善を三位一体で実現すべきであると示している。

本市においては、児童・生徒数の減少と学校の小規模化が進む中で、次代を担う子どもたちの教育上の視点を重視しながら、子どもたちが希望に満ち、安心して学校生活を送ることができるよう、より良い教育環境の中で効果的な教育を受けられる体制を整備する。そのために「地理的なへき地があっても、教育にへき地はない、あってはならない」という信念に基づき、クラウド環境とICTを効果的に活用することで、「教師主導の『教える』教育」から「学習者主体の『委ねる』教育」への転換を推進する。

(1) 現況と問題点

全国的に少子化が進む中、本市においても人口の減少、特に若年層の減少により児童・生徒数が激減している。本市の令和7年5月1日現在の学校数及び児童・生徒数は、小学校が17校、3,036人、中学校13校、1,754人であるが、今後、地域学校によっては、一学年一学級または複式学級の小規模学校が増加することが予想される。小規模校には、学校全体のまとまりや絆の強さといった長所が見られる一方で、子ども同士の切磋琢磨の機会が減り、良い意味での競争心が希薄になる等、教育上の課題を生む可能性もある。併せて、学校の統廃合を行うことになれば、廃校となった施設の利活用についても地域の理解と協力を得ながら、進めていく必要がある。

本市は、地理的な制約を克服するため、令和6年度から文部科学省の「リーディングDXスクール事業」に取り組み、市内全30校で教育のDXを推進している。この取り組みの結果、生徒は受け身から脱却して探究学習を進め、クラウド上で意見交換するようになり、教師も学習観やモチベーションの変化を実感している。また、校務DXの推進により、業務時間と手間が大幅に削減され、授業準備や子どもと向き合う時間が創出された。今後は、これらの取り組みを継続・発展させるため、情報活用能力の育成を授業改善の基盤とし、「深い学び」につながる授業改善を最重要課題として位置づけ、教師の指導性を活かした授業づくりに計画的に取り組んでいく必要がある。

本市の学校施設の中には、老朽化により危険を及ぼす恐れのある箇所も存在している。学校施設は教育活動だけではなく、地域住民の社会活動や災害等の緊急避難場所等にも利用されており、児童・生徒や地域住民の安全確保のため、通信環境を含め計画的に改築・改修を実施し、安全な施設として整備を行われなければならない。

また、子どもたちの健全な育成に欠かせない学校給食の質の維持と安定供給を図るため、昨今の物価高騰を踏まえた給食費の助成や地元天草産食材を積極的に使用した「天草宝島デー」を設けるなど地産地消の推進にも努めているが、必要な食材が手に入りにくい場合があり、安定的な地元食材の確保に向けた取組が必要となっている。安心・安全でおいしい給食を提供するためには、児童・生徒数の減少に伴う給食施設の統廃合に合わせて、老朽化した施設・設備の改修、改築が急務となっている。

(2) その対策

○全校に設置した学校運営協議会を活用し、保護者及び地域の理解を得ながら、地域に開かれた学校運営を進めていく。

- 教育環境の改善と施設の安全性を確保するため、老朽化した校舎や体育館、プールの整備及び特別支援教室や少人数授業用教室の確保など計画的に取り組んでいく。また、教育効果を高めるためにＩＣＴ機器等の学校設備やデジタル教科書等を含む教材、教育機器等の計画的な導入・更新を図る。
- 社会の変化に対応した新しい学力観に基づく教育内容の充実や体験活動を重視した心の教育、そして不登校問題に対する取り組みを強化するため、児童・生徒や保護者から相談を受ける相談員の配置や教育支援センターの設置等、指導体制の充実を図る。
- 教職員の資質向上を図るため、計画的な研修の実施や教職員の主体的な研究の促進、学校訪問指導等を行う。
- タブレット端末の持ち帰り学習や校務支援システムの活用等校務ＤＸに積極的に取り組み、教職員の働き方改革を推進するとともに、子どもたちと向き合う時間を増やすことで、個別最適な学びを実践する。
- 情報活用能力の育成を授業改善の基盤として、「深い学び」につながる授業改善を最重要課題とし、教師の指導性を活かした授業づくりについて計画的に取り組んでいくために市内全30校でＧＩＧＡ×「深い学び」について研究を進める体制づくりを行う。
- 子どもの個性を活かし、自ら学び自ら考える力を育成することを目標に、地域に根ざした特色ある学校づくりを進める。また、国際化・高度情報化などの社会環境の変化に対応できる児童・生徒を育成するため、外国語活動の充実や小中連携の推進等、教育内容の充実を図る。
- 学校、家庭、地域の連携を図り、児童・生徒と学校や地域社会との触れ合い・絆を深めるとともに、教育課程を共有し、地域全体で解決していくことができるよう地域とともにある学校づくりを目指す。
- 学校給食では、地場産食材の活用のさらなる推進のため、関係機関と連携して供給方法や配送方法等の検討を行うとともに、安全・安心な学校給食を提供するために、計画的な施設・設備の改修、改築を図る。

2 生涯学習

【今後の方針】

市民一人ひとりが、個性や能力を発揮しながら、心豊かで、より充実した生活を送ることができるよう、市民の多様な価値観や地域の課題解決に対応した学習の場を提供するとともに、学んだ知識や経験を家庭や地域など社会の中で活かすことができるような生涯学習社会を実現するため、学習環境づくりを目指す。

また、地域学校協働活動の推進や家庭教育の支援など、未来を担う子どもたちの育成及び家庭や地域の教育力向上のための取り組みの充実を図る。

(1) 現況と問題点

少子高齢化の進展や科学技術の進歩、高度情報化などによって、私たちを取り巻く社会環境は大きく変わり、生涯学習に対する市民のニーズも高度化、多様化してきている中、市民のニーズを的確に捉え、学習機会を充実させるとともに、市民が学んだ知識や経験を家庭教育、地域教育、青少年健全育成等に活かし、市民の生きがいとなる生涯学習社会を構築していくことが求められている。

本市では、市民に等しく生涯学習の機会を提供するため、地区公民館を中心とした生涯学習の振興に努め、地域ごとに特色ある事業を展開している。また、生涯学習を「個人的な生きがいや充実のみならず、学習成果を活用して社会の発展に寄与していくために、その必要性を広く市民へ啓発して、市民主体の生涯学習社会を構築する必要がある。市民への効果的な啓発を図るためには、関係機関等と連携し、出前講座や家庭教育講座、経験豊富な専門知識、技術、技能を活かした生涯学習人材バンク制度の充実を図り、生涯学習を推進していくことが必要である。

さらに、市民の自主的な生涯学習活動を支援するためには、生涯学習情報を広く提供し、学習環境を整備していくことが必要である。図書館では生涯学習の拠点として、あらゆる情報を収集整理して提供できるシステムを構築し、図書館サービスのＤＸ化を促進し、読書環

境の地域格差解消に取り組む必要がある。

また、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、地域住民や保護者などの参画を得ながら、学びを支える地域学校協働活動の推進が必要である。

(2) その対策

- 中央生涯学習センターや公民館において、市民の学習ニーズに応じた多様な学習機会や、地域課題を解決するための学習機会を提供し、学んだ成果を地域社会で活かせるよう積極的な支援に努める。
- 複合施設こころすや各地区コミュニティセンター、公民館、図書館等を中心に、ライフステージや現代的課題に対応した学習機会を提供するとともに、自ら学習活動を行おうとする市民のために、学習情報の提供や学習相談の充実等学習活動の支援に努める。
- 学校や地域の実情に応じた家庭教育に関する支援体制づくりや家庭教育のための講座・「親の学び」プログラム等を活用した学習の機会を提供する。
- 生涯学習人材バンク事業及び出前講座を活用した人材の育成・団体の育成に積極的に取り組み、幅広い年齢層を対象とした地域での学習の機会を提供する。
- 市政だよりやホームページのほか、インターネットを活用した生涯学習情報の発信や市民の学習意欲につながるような学習成果を活かすことのできる環境づくりに努める。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域の未来を担う子どもたちを育成する。
- 生涯学習の拠点として多くの市民が有効活用できるように、社会教育施設の整備と充実を図る。

3 スポーツ振興

【今後の方針】

本市におけるスポーツや運動の振興を図るうえで、市民一人ひとりがスポーツや運動を主体的に取り組むようになることが基本であり、そのうえで、個人を取り巻く社会全体で支援していくことが重要となる。

そのため本市では、全ての市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツを生涯にわたって親しむことができる環境づくりを行い、「スポーツで創ろう！いきいき日本の宝島“天草”」の実現を目指していく。

その実現に向けて、“スポーツ・運動の推進”“スポーツ大会および合宿等誘致と地域資源を活用したスポーツツーリズムの推進”“スポーツ交流による地域活性化を目指した施設の整備”の3つの柱でスポーツ施策の推進を図る。

(1) 現況と問題点

市民の健康増進や介護予防への寄与、交流機会の創出のため健康運動教室や未就学児・小学生等を対象とした運動教室を実施している。また、地域経済の活性化のためスポーツコミッションを中心とした大会や合宿の誘致を積極的に展開している。

本市の子どもたちの体力や運動能力の低下がみられるため、運動能力の向上を目指す更なる取り組みや中学校部活動の地域展開に向け、その受け皿となる団体や指導者等の確保が必要となる。

また、施設の老朽化が進んでおり、改修による長寿命化や施設の統廃合を進める。さらに、長期滞在の合宿誘致を展開するにあたり、雨天時にも利用できる施設の建設も検討する。

(2) その対策

スポーツ推進計画を効果的に推進するために、次の3項目に分けて対策を示す。

○スポーツ・運動の推進

市民一人ひとりが、年齢や障がいに関わらずライフステージに応じてスポーツや運動に親しむことのできる環境を整備し、身体活動と市民の交流機会の拡大を図り、生涯を通した健康づくりを推進する。

また、スポーツを通して子どもたちの体力増進や仲間とのコミュニケーション能力を育

み、心身ともに健やかな子どもを育てる。

さらに、市民の競技力の向上を図るとともに、地域で子どもたちがスポーツや運動に取り組むための環境づくりを行うため、スポーツ協会等と連携して能力の高い指導者の育成と確保を行うほか、トップアスリートなどによる各種スポーツ教室、イベント、講演会等を開催することで競技力を高め、心身ともに自律した選手を育成する。

○スポーツ大会および合宿等誘致と地域資源を活用したスポーツツーリズムの推進

スポーツコミッションが中心となり、各地域のスポーツ拠点施設を活用したスポーツ大会・合宿等誘致により交流人口を拡大し、市内の飲食・宿泊などの観光産業へ経済効果を波及させることで地域活性化を図る。

また、各地域のスポーツ拠点施設等で開催される大会や合宿等を目的とした来訪者に対し、本市の魅力ある多様な地域資源を活用したスポーツツーリズムに取り組み、来訪者の長時間（長期）滞在につなげ地域内消費の拡大を図る。

○スポーツ交流による地域活性化を目指した施設の整備

多様化するスポーツニーズに対応するため、各地域のスポーツ拠点施設の計画的な改修を行い、誰もが快適で安全に利用できる施設環境を整備し、スポーツを通じた交流機会を拡大することで地域の一体感や賑わいを創出する。

また、施設の利用状況や老朽化の程度を踏まえた統廃合を進め、維持管理コストの縮減に努める。

さらに、市民の健康づくりや競技力向上の機会の充実を図るとともに、新たな長期合宿等の誘致により地域活性化を促進できるよう、屋外の競技やイベント等で、天候に左右されることなく利用可能な屋内多目的広場の整備について検討を進める。

4 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			学 習 環 境 等 の に 地 域 の 持 続 的 発 展 に 寄 与	
	校舎	小学校施設営繕事業	天草市		
		小学校施設大規模改造事業	天草市		
		中学校施設営繕事業	天草市		
		中学校施設大規模改造事業	天草市		
	給食施設	学校給食設備整備事業	天草市		
	(2) 幼稚園	幼稚園施設営繕事業	天草市		
	(3) 集会施設、体育施設等				
	集会施設	社会教育施設整備事業	天草市		
		市有財産施設整備事業	天草市		
	体育施設	スポーツ施設整備事業	天草市		
		スポーツ拠点施設整備事業	天草市		
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	離島高校生修学費支援事業	天草市		
		スクールバス運行事業	天草市		
		小中学校 I C T 整備事業	天草市		
		総合的な学習活動支援事業	天草市		
		教科書・指導書等購入事業	天草市		
		理科教育設備等整備事業	天草市		
		学校読書活動支援事業	天草市		
		外国語指導助手招致事業	天草市		
		学習指導補助事業	天草市		
		心の教室相談事業	天草市		
		教育支援センター事業	天草市		
		小学校臨時教員配置事業	天草市		
		特別支援教育総合推進事業	天草市		
		教育相談事業	天草市		
		水俣に学ぶ肥後っ子教室事業	天草市		
		集団宿泊教室参加補助金	天草市		
		各種大会出場奨励事業	天草市		
		教育研究所等補助金	天草市		
		教育振興費扶助経費	天草市		
		中学校部活動地域移行推進事業	天草市		
		学校教育研究委員会補助金	天草市		
		教育研究推進校補助金	天草市		
		御所浦地域合同部活動送迎費用支援事業	天草市		
		中学校英語検定チャレンジ事業	天草市		

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	遠距離通学補助金	天草市	学 習 環 境 等 の 整 備 に よ り、地 域 の 持 続 的 発 展 に 寄 与
		地域と学校の連携・協働体制構築事業	天草市	
		生涯学習推進事業	天草市	
		青少年健全育成事業	天草市	
		移動図書館事業	天草市	
		読書活動推進事業	天草市	
		学校給食（地産地消）推進事業	天草市	
		総合型地域スポーツクラブ支援事業	統合型地域スポーツクラブ	
		体育協会補助金	市スポーツ協会	
		子どもスポーツ推進事業	天草市	
		スポーツ・サポート教室開催事業	天草市	
		競技スポーツ推進事業	市スポーツ協会	
		スポーツ大会等出場奨励事業	天草市	
		スポーツ大会等開催事業	天草市	
		スポーツコミッション推進事業	天草市	
		スポーツ拠点施設整備事業	天草市	
		スポーツ施設整備事業	天草市	
		市有財産施設整備事業	天草市	

5 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第10 集落の整備

1 集落の整備

【今後の方針】

地方分権改革が進展する中、社会情勢の変化に対応した持続可能な自治体経営及び住民福祉の向上を図っていくためには、住民自治の充実と自治意識の向上が重要となっている。地域にある課題の解決や地域の個性を伸ばし、住民と行政の協働によるコミュニティ施策を展開する。

また、人口減少等により空き家が増加している中、空き家の活用と老朽危険家屋の撤去を推進していく。

(1) 現況と問題点

本市は山地や丘陵地が大部分を占めており、海岸部の傾斜地やわずかな平野部に規模の小さな集落（地域）が数多く点在している。また、これらの集落の住民の多くが農漁業従事者で、耕地や漁場の関係から地域に対する愛着心が強い傾向にある。

また、各集落では長い歴史の中で、集落内での支え合いや心の絆を基調とした心豊かな地域コミュニティが築かれ、受け継がれてきた。しかし、就業や就学による若年者の流出が続いている。また、近年の少子高齢化の影響もあり、集落で営まれてきた相互扶助や共同作業、伝統文化の保存・継承等が更に困難になっており、小さい集落ではコミュニティ機能が成り立たなくなっている現状がある。

そこで、天草市誕生と共に住民の主体的な取り組みを維持・促進するために旧市町単位に「まちづくり協議会」と小学校区単位に「地区振興会」が設置され、地域課題の解決に関する取り組みや、各地域の特色を活かした地域づくり活動が行われている。しかし、過疎化の進行や、共働き世帯の増加、核家族化といった世帯構造の変化等により、地域コミュニティ活動に対する市民の意識やニーズが多様化するとともに、活動自体が困難な地域が現れてきている。

行政も地域との協働による行政システムを構築するうえで、まちづくりをめぐる諸課題に地域住民と行政が一体となって体系的・効率的に取り組んでいく必要がある。

また、空き家については、雑草の繁茂や老朽化による危険家屋も増加しているため、空き家の有効活用及び危険家屋の撤去についても取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

- コミュニティ機能が低下している中、地域において相互扶助や伝統文化の継承等を果たすことができるよう集落及び地域の活動拠点であるコミュニティセンター等を整備し、「住民主導・行政支援型」の地域づくりを行うため、住民が主体的に行う地域づくり（地域経済の活性化や伝統文化の継承等）、生涯学習（人材育成やコミュニティ意識向上の研修等）、青少年育成（子育て環境整備等）、健康福祉（高齢者福祉、健康づくりの推進等）、環境整備（防犯、防災、美化活動等）活動を支援する。
- 最も深刻である少子高齢化や担い手不足等、地域の課題解決に向けた活動に対して積極的な支援を行う。
- 個性ある地域づくりの観点から、地域の特徴を活かした活動や経済的自立に向けた活動（コミュニティビジネス等）に対しては、各種情報の提供を行うとともに積極的な支援を行う。
- 空き家については、移住者等の住まいとして活用していくとともに、空き家を活用した施設整備等も検討していく。また、老朽危険家屋については、地域の環境保全・防犯等の対策として、除去を促進していく。

2 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	コミュニティセンター整備事業	天草市	
		自治公民館等整備事業費補助金	受益者団体	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	まちづくり推進交付金事業	まちづくり協議会	地域の 特性を 活かし た地域 づくり によ り、地 域の持 続的発 展に寄 与
		まちづくりチャレンジ支援交付金事業	まちづくり協議会	
		まちづくり推進事業	まちづくり協議会	
		コミュニティセンター管理運営事業	天草市	
		ふるさと応援交付金事業	まちづくり協議会等	
		廃屋及び空き家対策事業	受益者	
		河浦地区有線放送設備撤去事業	天草市	
		コミュニティセンター整備事業	天草市	

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第 1 1 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等

天草の歴史・文化は世界中を探しても類を見ない唯一無二の存在である。この地域の特色を活かしながら、本市の文化振興を図っていくため、第3次天草市文化振興計画の基本理念「歴史と文化を認め合い 誇り高い 天草文化の継承」と次の3つの基本目標に基づき、長期的な展望に立ち、計画性を持って文化振興を推進する。さらに、高齢の方々に受け継がれた天草の歴史や文化を次世代に繋ぐ活動を進めるとともに、島外で盛んに公開されている豊かな文化芸術に触れる機会の創出と支援の仕組みを再構築していく。

① 一人ひとりの個性が輝き、多彩な文化活動を推進していくため、文化に対する意識の高揚と資質の向上を図る

地域文化の振興を図り、文化活動を活性化させていくためには、市民が文化に親しむ意識を育てていく必要がある。このため、学校・資料館施設・公民館等での郷土学習・生涯学習を通じて文化活動を推進するとともに、文化情報の提供に努め、文化に対する意識の高揚、資質の向上を図る。また、歴史と文化が次世代に継承されるまちづくりを進めていくためには、行政自らが文化に精通することが必要であるため、調査研究を進め、発信し、質の高い行政運営を行っていく。また、自然資源はその貴重さを地域へ伝えるとともに、保全に努める。

② 多くの人の共感を生み、豊かさを実感する文化活動を推進する。

文学や音楽、美術、陶芸等の工芸、写真、演劇、ハイヤ踊り等の舞踏などの芸術、茶道・華道・書道などの生活文化、伝統芸能や文化財、また、文化的景観や歴史的景観・自然景観によるまちづくりなど、市民生活を豊かにする全ての営みを文化芸術とみて、特色ある地域文化を構築するとともに、その発展に努める。

③ 天草の自然や歴史が息づく文化遺産の継承と活用を図る

それぞれの地域には、その地域特有の自然や歴史、貴重な文化財がある。それらを踏まえて、歴史・文化・産業・観光等の総合的な視点から、地域の文化を再発見し、磨き上げ、伝承し、保存して、新しい天草文化の宝になるよう努める。

(1) 現況と問題点

心の豊かさを求める意識は年々高まりつつあり、そのためには、地域の文化振興は欠くことのできない要素となっている。市内では、市主催のみならず、文化団体等による多様な公演や展示事業等が実施されている。一方で、伝統芸能等はそれぞれの地域で受け継がれているが、過疎化・高齢化などにより、後継者育成が重要課題となっている。

文化財については、国・県・市合わせ 204 件の指定文化財等があり、日常的な管理について所有者等からの相談に応じるなど適切な管理に努めているが、風化や劣化等による修理、保存活用のための整備が求められる。

本市では、歴史公文書及び郷土に関する歴史資料も、市民が地域に誇りと愛着をもち地域のまちづくりや文化振興のために情報資源として利活用してもらうよう、整理・保存を行っているが、量が膨大なため資料整理・調査事業の促進や保管環境の向上が課題である。

この他、公開、教育普及などの活用の拠点となる資料館は築 40 年を超えており、老朽化に伴う大規模改修や常設展示の内容更新、集客力強化のための魅力向上の取り組みが急務である。

本市は、広域であるがゆえに市民全体に配慮した文化に触れる機会を充実させる必要がある。また、市民の文化活動の促進や伝統芸能等を継承していくためには、文化関係団体等と連携を密にして、文化・芸能活動の展示や発表の場を提供するなど、次世代育成のための様々な支援を行っていく必要がある。

さらに、本市が有する文化財や歴史公文書等については、適切な保存に努め、公開活用を促進して市民が文化財や歴史公文書等に親しむ機会を増やすなど、市民全員が重要性を認識し、次世代へ継承するため積極的に普及啓発活動を行っていく必要がある。

(2) その対策

- 学校における伝統や文化に関する教育活動への支援を行ったり、子ども作陶体験事業を実施したり、郷土学習や出前講座による文化財知識の育成、体験学習を実施する。また、公民館や地区振興会等における講座等で文化振興のための教養講座を実施する。
- 公の施設を拠点に芸術文化振興事業を実施し、市民に広く優れた芸術文化を鑑賞する機会をつくる。
- 子どもたちが幼い頃から本物の舞台芸術や芸術作品を鑑賞し、豊かな人間性や創造性を培っていくため、学校に芸術家を直接派遣するふれあい出前コンサート等を実施していくとともに保護者や地域住民が参加できるよう対象枠を拡大していく。
- 地域の伝統芸能や歴史文化を磨き上げ、天草を文化の島として市内外に向けて発信していくため、天草独自の特色ある事業を支援し、天草文化の創造と継承、発展を図る。
- 市内には、多数の指定等文化財があり適正な管理を行っている。民間所有の指定等文化財には、補助金の活用を促すなど、文化財のよりよい保存及び公開活用につながるよう取り組む。また、未指定の文化財についても適宜調査を実施し、掘り起こしや磨き上げを行い、文化財の多様な価値を創出するとともに、保護して次世代へ継承することに努める。
- 地域に残る伝統文化を継承し、後世に伝えるため、後継者育成を図りながら、子どもたちが体験等を通して幼い頃から伝統芸能に親しむ機会をつくる。
- 御所浦の恐竜化石をはじめとする天草の大地の魅力や、豊かな自然資源を活用した取り組みを推進する。
- 「崎津・今富の文化的景観」の保存計画に記載された自然・文化・生業等の価値について、引き続き地域住民の理解を深め、世界遺産の集落としてのまちなみの保全に努める。
- 資料館においては、天草の歴史や民俗に関する調査研究を行うとともに、企画展や講座等の学習機会を提供していく。また、各資料館の事業連携の強化、利用者の安全と快適性の向上、適切な資料保存のための施設整備を推進する。

2 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	市民会館整備事業	天草市	
		棚底城跡調査整備事業	天草市	
		資料館整備事業	天草市	
		国指定重要文化財祇園橋保存整備事業	天草市	
	その他	重要景観構成要素修景事業	天草市	
		世界遺産保全活用事業	天草市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	芸術文化振興事業	天草市	文化振興の推進により、地域の持続的発展に寄与
		資料館活動事業	天草市	
		文化財保存整備事業	天草市	
		文化財調査事業	天草市	
		自然資源活用推進事業	天草市	
		恐竜の島博物館振興事業	天草市	
		市民会館整備事業	天草市	

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

1 太陽光・風力発電施設

【今後の方針】

生活や事業活動で毎日多くのエネルギーを利用しており、そこから発生する二酸化炭素などが要因となって、地球温暖化などの環境問題を引き起こしている。

省エネルギーの推進や地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、地域環境に配慮したエネルギーの適正利用を推進することにより、「2050年カーボンニュートラル」を目指すとともに、豊かで美しい天草の自然を後世まで残すため、太陽光発電施設などの再生可能エネルギーの活用による環境と共生のまちづくりを推進する。

(1) 現況と問題点

地球温暖化防止における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減対策には、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの活用が有効であり、住宅用太陽光発電システムや蓄電システムの導入を促進するために設置費の一部に補助を行っている。

また、本市で設置している太陽光や風力発電施設については、設置年数の経過に伴い老朽化が進んでおり、特に天草市総合交流ターミナル施設通詞島風力発電施設においては、耐用年数を超過し、故障等が発生している。

(2) その対策

○住宅用太陽光発電システムや蓄電システムの設置、省エネルギー対策について推進、啓発を行う。

○公共施設においても太陽光発電設備の設置、省エネルギー対策を行う。

○老朽化している天草市総合交流ターミナル施設通詞島風力発電施設については、解体撤去等の対策を行う。

2 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	天草市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	受益者	自然エネルギーの活用により、地域の持続的発展に寄与
		五和風力発電施設維持管理経費	天草市	

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

【今後の方針】

経済の低迷や人口減少、少子高齢化が進展していく中、地方が解決すべき課題は山積し、行政の責務は益々大きくなっている。自己決定、自己責任のもと各自治体において多様化・高度化する市民ニーズへの対応が求められている。

このような中、地域の持続的発展を図るためには、市民ができること、行政がすべきこと、市民と行政が協働すべきこと等を明確にし、それぞれの役割と責任を認識して地域づくりに取り組んでいく。

(1) 現況と問題点

住民それぞれの人権が尊重されることは、地域で暮らしていくための最も基本的かつ重要なことである。また、広大な市域の全ての住民が同じようにサービスを受けることができるための情報提供、行政職員の能力向上、施設整備も含めた行政機能の充実が重要となる。

(2) その対策

○行政と住民やNPO法人、企業等がそれぞれの特性に応じた役割を担い、相互に信頼関係を保ちながら、地域づくりに取り組む体制を整備する。

○高速通信網等のインフラ整備による情報格差の解消や行政の効率化、行政施設の充実、行政職員の資質・能力向上に努める。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと天草元気プロジェクト事業	天草市	多様な産業等の活性化により、地域の持続的発展に寄与
		移住・定住促進対策事業	天草市	
		天草未来人材育成・就職促進事業	天草市	
		グローバル人材育成事業	天草市	
		未来の大人応援プロジェクト	天草市	
		牛深ライフ遊学事業	天草市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	強い農業・担い手づくり総合支援事業	天草市	多様な産業等の活性化により、地域の持続的発展に寄与
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	天草市	
		県営水利施設整備事業	天草市	
		担い手育成支援事業	協議会	
		物産地域イベント支援事業	天草市	
		地産地消体験活動推進事業	小中学校等	
		くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業	地域営農組織等	
		人・農地問題解決加速化支援事業	天草市	
		農業制度資金利子補給事業	農業振興課	
		経営所得安定対策等推進事業	協議会	
		新規就農者支援事業	天草市	
		農業関係団体育成支援事業	天草市	
		集落営農法人経営安定化支援事業	天草市	
		畜産振興対策事業	農業組合等	
		市民農園事業	天草市	
		農業用廃プラスチック類処理対策事業	農業協同組合	
		中山間地域等直接支払事業	農業者等	
		多面的機能支払事業	農業者等	
		中山間農業モデル地区強化事業	農業者等	
		耕作放棄地解消事業	農業者等	
		放牧推進事業	畜産農家等	
		園芸作物振興対策事業	農業者等	
		園芸共済振興対策事業	農業共済組合	
		畜産環境対策推進事業	営農団体等	
		水田経営安定対策事業	農業組合等	
		園芸作物生産組織育成支援事業	園芸作物生産組合等	
		特別導入型家畜導入基金事業	農業者団体等	
		農業生産組織育成支援事業	農業者等	
		環境保全型農業直接支払事業	農業者等	
		家畜伝染病対策事業	天草畜協等	
		農林業施設整備事業	天草市	
		農林業施設営繕事業	天草市	
		天草産材利用促進事業	天草市	

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	くまもと間伐材安定供給対策事業	天草市	多様な 産業等 の活性 化によ り、地 域の持 続的発 展に寄 与
		有害鳥獣被害対策事業	天草市	
		有害鳥獣捕獲対策協議会運営補助事業	天草市	
		有害鳥獣処理施設管理経費	天草市	
		新規林業就業者・担い手支援事業	天草市	
		土地改良支援事業	天草市	
		土地改良区管理運営支援事業	天草市	
		土地改良区償還金補助事業	天草市	
		緑の少年団育成事業	天草市	
		新規就漁者支援事業	天草市	
		がんばる漁業支援事業	天草市	
		赤潮被害経営再建緊急支援事業	海水養殖漁協等	
		水産物輸送費支援事業	天草市	
		水産業関係団体支援事業	天草市	
		漁業経営安定資金利子等補給事業	天草市	
		資源管理推進事業	漁協	
		漁業生産技術開発・普及促進事業	天草市	
		魚類養殖振興事業	天草市	
		水産多面的機能発揮対策事業	受益者	
		活力ある天草の水産業づくり事業	天草市	
		天草里海づくり推進事業	天草市	
		水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤整備事業）	天草市	
		海岸堤防等老朽化対策事業	天草市	
		港湾施設改修事業	天草市	
		本渡港周辺環境整備推進事業	天草市	
		二地域就労促進事業	天草市	
		商店街空き店舗活用促進事業	受益者	
		商店街イベント支援事業	受益者	
		商工会議所・商工会活動支援事業	受益者	
		商工業設備投資資金利子補給事業	受益者	
		天草市住宅リフォーム助成事業	受益者	
		産業振興チャレンジ事業	受益者	
		天草市起業創業・中小企業支援センター事業	天草市	
		中小企業・小規模事業者緊急支援事業	天草市	
		天草陶磁器の島づくり事業	天草市	
		6次産業化推進事業	天草市	
		天草ブランド推進事業	天草市	
		企業誘致促進事業	天草市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	商品券発行事業	天草市	多様な 産業等 の活性 化により、地 域の持 続的発 展に寄 与
		景観からの島づくり事業	天草市	
		景観保全事業	天草市	
		花菖蒲まつり事業	実行委員会等	
		広域観光推進事業	協議会	
		観光イベント支援事業	実行委員会等	
		天草宝島観光協会事業	観光協会	
		観光施設整備事業	天草市	
		観光宣伝事業	天草市	
		天草教育旅行推進事業	天草市	
		大会誘致等推進事業	天草市	
		みなとまちづくり推進事業	天草市	
		牛深港周辺整備事業	天草市	
		特定地域づくり支援事業	天草市	
3 地域におけ る情報化	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域ＩＣＴ利活用事業	天草市	地域の 利便性 向上に より、 地域の 持続的 発展に 寄与
		電算システム運用管理事業	天草市	
		天草市コミュニティエフエム局管理事業	天草市	
		広域ネットワーク等管理運用事業	天草市	
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	地方バス路線運行維持対策事業	運行事業者	地域の 利便性 向上に より、 地域の 持続的 発展に 寄与
		地域公共交通運行事業	天草市・運行事業者	
		天草エアライン運航対策事業	運航事業者	
		出水駅・蔵之元港間シャトルバス運行事業	協議会	
		天草市公共交通対策事業	天草市	
		御所浦定期航路振興事業	天草市・運航事業者	
		御所浦航路運航対策事業	運航事業者	
		牛深・蔵之元航路維持確保支援事業	運航事業者	
		道路メンテナンス事業	天草市	
		今田地区普通林道開設事業	天草市	
		公用車導入事業	天草市	
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	市道清掃ボランティア支援事業	天草市	安心・ 安全な 生活環 境の整 備によ り、地 域の持 続的発 展に寄 与
		天草花咲プロジェクト事業	天草市	
		ごみ資源化減量化対策事業	天草市	
		生活環境保全活動推進事業	天草市	
		海岸漂着物地域対策推進事業	天草市	
		消防団訓練等事業	天草市	
		自主防災組織設立促進・活動活性化事業	自主防災組織	
		防犯対策事業	天草市	
		防犯灯維持事業	天草市	
		宅地耐震化（変動予測調査）事業	天草市	
		斎場・火葬場施設整備事業	天草市	
		消防施設整備事業	天草市	
		天草広域連合負担金（消防施設費）	天草市	
		天草広域連合負担金（ごみ処理施設整備費）	天草市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	避難行動要支援者避難対策事業	天草市	安心し て暮ら せる環 境整備 により、地 域の持 続的発 展に寄 与
		地域福祉推進事業	天草市・社会 福祉協議会	
		民生委員児童委員活動推進事業	民生委員児童 委員協議会	
		社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会	
		施設開設準備経費助成事業(公的介護施設等整備支援事業)	地域密着型サ ービス事業所	
		ショートステイ事業(高齢者)	天草市	
		緊急通報体制整備事業	天草市	
		外出支援サービス事業(高齢者)	天草市	
		障がい者福祉サービス施設通所等支援費	受益者	
		児童福祉施設併設型民間児童館事業	民間児童館 活動事業所	
		水俣病発生地域強化等支援事業	天草市	
		健康運動推進事業	天草市	
		地域保健・健康増進事業	天草市	
		成人健診事業	天草市	
		栄養指導・食生活改善事業	天草市	
		母子保健事業	天草市	
		子育て世代包括支援事業	天草市	
		婦人保護自立支援事業	天草市	
		子どもデイサービス事業	天草市	
		地域子育て支援拠点事業(私立)	天草市	
		特別保育事業(単独事業)	天草市	
		ファミリーサポートセンター事業	天草市	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	天草市	
		子どもはぐくみ応援事業	事業実施団体等	
		地域子ども子育て支援事業	私立保育園等	
		子ども総合相談事業	天草市	
		乳児家庭全戸訪問事業	天草市	
		保育対策総合支援事業	私立保育園等	
		子ども医療費助成事業	天草市	
		子育て世帯訪問等支援事業	天草市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域医療対策事業	天草市	安心し て暮ら せる環 境整備 により、地 域の持 続的発 展に寄 与

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	離島高校生修学費支援事業	天草市	学 習 環 境 整 備 の よ り、地 域 の 持 続 的 発 展 に 寄 与
		スクールバス運行事業	天草市	
		小中学校 I C T 整備事業	天草市	
		総合的な学習活動支援事業	天草市	
		教科書・指導書等購入事業	天草市	
		理科教育設備等整備事業	天草市	
		学校読書活動支援事業	天草市	
		外国語指導助手招致事業	天草市	
		学習指導補助事業	天草市	
		心の教室相談事業	天草市	
		教育支援センター事業	天草市	
		小学校臨時教員配置事業	天草市	
		特別支援教育総合推進事業	天草市	
		教育相談事業	天草市	
		水俣に学ぶ肥後っ子教室事業	天草市	
		集団宿泊教室参加補助金	天草市	
		各種大会出場奨励事業	天草市	
		教育研究所等補助金	天草市	
		教育振興費扶助経費	天草市	
		中学校部活動地域移行推進事業	天草市	
		学校教育研究委員会補助金	天草市	
		教育研究推進校補助金	天草市	
		御所浦地域合同部活動送迎費用支援事業	天草市	
		中学校英語検定チャレンジ事業	天草市	
		遠距離通学補助金	天草市	
		地域と学校の連携・協働体制構築事業	天草市	
		生涯学習推進事業	天草市	
		青少年健全育成事業	天草市	
		移動図書館事業	天草市	
		読書活動推進事業	天草市	
		学校給食（地産地消）推進事業	天草市	
		総合型地域スポーツクラブ支援事業	統合型地域スポーツ クラブ	
		体育協会補助金	市スポーツ協会	
		子どもスポーツ推進事業	天草市	
		スポーツ・サポート教室開催事業	天草市	
		競技スポーツ推進事業	市スポーツ協会	
		スポーツ大会等出場奨励事業	天草市	

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	スポーツ大会等開催事業	天草市	学 習 環 境 等 の 整 備 に よ り、地 域 の 持 続 的 発 展 に 寄 与
		スポーツコミッション推進事業	天草市	
		スポーツ拠点施設整備事業	天草市	
		スポーツ施設整備事業	天草市	
		市有財産施設整備事業	天草市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	まちづくり推進交付金事業	まちづくり協議会	地 域 の 特 性 を 活 か し た 地 域 づ く り により、 地 域 の 持 続 的 発 展 に 寄与
		まちづくりチャレンジ支援交付金事業	まちづくり協議会	
		消費生活相談事業	天草市	
		まちづくり推進事業	まちづくり協議会	
		コミュニティセンター管理運営事業	天草市	
		ふるさと応援交付金事業	まちづくり協議会等	
		廃屋及び空き家等対策事業	受益者	
		河浦地区有線放送設備撤去事業	天草市	
		コミュニティセンター整備事業	天草市	
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	芸術文化振興事業	天草市	文 化 振 興 の 推 進 に よ り、地域 の 持 続 的 発 展 に寄与
		資料館活動事業	天草市	
		文化財保存整備事業	天草市	
		文化財調査事業	天草市	
		自然資源活用推進事業	天草市	
		恐竜の島博物館振興事業	天草市	
		市民会館整備事業	天草市	
11 再生可能 エネルギーの 利用の促進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	受益者	自然エネ ルギーの 活用によ り、地域 の持続的 発展に寄 与
		五和風力発電施設維持管理経費	天草市	